



第21期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
芙蓉の間（本館1階）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決
定の件

東京地下鉄株式会社
証券コード：9023



証券コード：9023
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都台東区東上野三丁目19番6号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山 村 明 義

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト	https://www.tokyometro.jp/index.html	
東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	

銘柄名（会社名）「東京地下鉄」又は証券コード「9023」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択して、ご確認ください。

当日のご出席に代えて、インターネット又は郵送により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年6月24日（火曜日）午後5時40分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時）
2 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ 芙蓉の間（本館1階）

3 会議の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ・監査役及び会計監査人は、各ウェブサイトに掲載の電子提供措置事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を反映させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 **2025年6月25日(水曜日) 午前10時**

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 **2025年6月24日(火曜日) 午後5時40分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 **2025年6月24日(火曜日) 午後5時40分まで**

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

議決権の行使のお取扱い

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

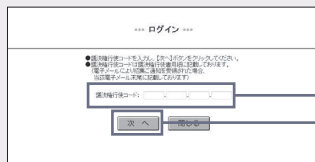
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



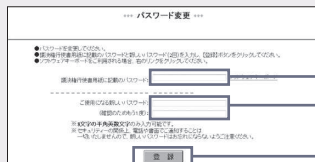
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

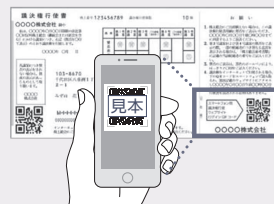
「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

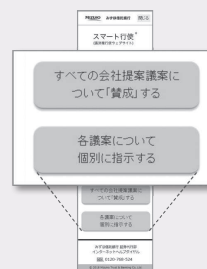
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

お問合せ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である
みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせ下さい。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)

ご注意

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会ライブ配信についてのご案内

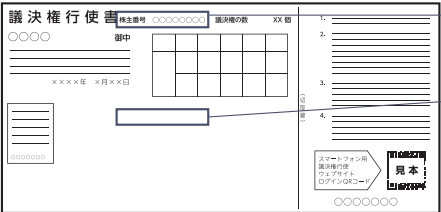
■株主総会ライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信では議決権の行使や質問、動議を行うことはできません。
郵送・インターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

配 信 日 時	2025年6月25日（水）午前10時～株主総会終了時刻まで 配信ページは、株主総会開始30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。	
ご 視 聴 方 法	下記ウェブサイトよりアクセスいただき、ログインID及びパスワードをご入力の上、ログインボタンをクリックしてください。	
	配信URL	https://tokyometro-soukai.live/



ログインID及びパスワードについて



ID 議決権行使書用紙に記載されている
「株主番号」（数字9桁）

パスワード 2025年3月末（基準日）時点における
株主名簿にご登録されている郵便番号
（数字7桁、ハイフン無し）

※議決権行使書を投函する前に、IDとパスワードを必ず手元にお控えください。

【ご留意事項】

- ・ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- ・インターネット環境や機材トラブル、その他の事情により、やむを得ずライブ配信を中断又は中止する場合がございます。
- ・ライブ配信の録画・撮影や保存、URL・ID・パスワードの外部公開はご遠慮ください。
- ・当日の会場撮影はご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ライブ配信に関する お問合せ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。
海外からの視聴は対応しておりません。ご了承ください。

ID（株主番号）及び パスワード（郵便番号）について

みずほ信託銀行 証券代行部
フリーダイヤル 0120-288-324
受付時間：午前9時～午後5時
（土・日・祝日を除く）

ライブ配信の視聴について

ライブ配信お問合せ事務局
（ソニービーシーエル株式会社）
電話番号 03-3238-1182
受付時間：6月25日（水）
午前9時～株主総会終了時刻まで

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、東京都区部及びその周辺において、公共性の高い地下鉄事業を中心に事業展開を行っており、長期にわたる安定的な経営基盤の確保・強化に努めるとともに、連結配当性向40%以上の分配を目指し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針のもと、普通株式1株当たり40円とさせていただくことで、株主への利益還元を充実させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金40円

総額23,240,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当		取締役会 出席状況
1	再任	こ さか 小 坂	あき ひろ 彰 洋	代表取締役 専務執行役員 経営企画本部長	24／24回 (100%)
2	新任	うえ はら 上 原	あつし 淳	—	※
3	新任	うしお だ 潮 田	つとむ 勉	—	※
4	再任	お がわ 小 川	たか ゆき 孝 行	代表取締役 専務執行役員 鉄道本部長	24／24回 (100%)
5	再任	すず き 鈴 木	のぶ ゆき 信 行	取締役 執行役員 財務部担当	24／24回 (100%)
6	再任	どう めん 堂 免	けい いち 敬 一	取締役 執行役員 人事部担当	23／24回 (96%)
7	再任	やま むら 山 村	あき よし 明 義	代表取締役社長 社長執行役員	24／24回 (100%)
8	再任	こ ばやし 小 林	えい ぞう 英 三	社 外 独 立 取締役	24／24回 (100%)
9	再任	たけ い 武 井	な つ こ 奈 津 子	社 外 独 立 取締役	24／24回 (100%)
10	再任	い むら 井 村	じゅん こ 順 子	社 外 独 立 取締役	24／24回 (100%)
11	新任	か とう 加 藤	かず せい 一 誠	社 外 独 立 —	※

※新任の取締役候補者のため、該当事項はございません。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

当社取締役会は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。

候補者 番号	氏 名		経営	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務・ 人財開発	安全・輸送サ ービス	まちづくり・ 不動産・都市 生活創造	技術開発・ D X	サステナビ リティ
1	こ さか 小 坂	あき ひろ 彰 洋	●			●		●	●	●
2	うえ はら 上 原	あつし 淳	●		●	●	●			
3	うしお だ 潮 田	つとむ 勉	●	●		●				●
4	お がわ 小 川	たか ゆき 孝 行			●	●	●	●		
5	すず き 鈴 木	のぶ ゆき 信 行	●	●	●		●			
6	どう めん 堂 免	けい いち 敬 一				●		●		●
7	やま むら 山 村	あき よし 明 義	●	●		●	●		●	
8	こ ばやし 小 林	えい ぞう 英 三	●	●		●				
9	たけ い 武 井	な つ こ 奈 津子	●		●					●
10	い むら 井 村	じゅん こ 順 子		●		●				●
11	か どう 加 藤	かず せい 一 誠	●	●			●			

※各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

候補者番号 1	こ さか あき ひろ 小 坂 彰 洋 1962年6月11日生 再 任
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1986年4月 帝都高速度交通営団入団 2013年4月 当社経営企画本部投資計画部長及び渋谷駅基盤整備担当部長 2017年6月 同 取締役 2021年6月 同 常務取締役 2023年6月 同 代表取締役 専務執行役員（現在に至る） <当社における担当> 経営企画本部長
所有する当社の株式の数： 1,300株	取締役候補者とした理由
取締役会への出席状況： 24回／24回（100％）	同氏は、当社において2017年に取締役に就任して以来8年間にわたり当社の経営に参画し、2023年からは代表取締役専務執行役員経営企画本部長として経営全般を統括しております。2024年10月の株式上場に向けては強いリーダーシップを発揮し、中心的役割を果たしました。同氏は、経営のほか人事・労務・人財開発、まちづくり・不動産・都市生活創造、技術開発・DXに関する豊富な経験、知見を有しているとともに、人格、見識にも優れているため、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。

候補者番号 2	う え はら 上 原 あ つ し 淳 1964年6月19日生 新任
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1987年 4 月 運輸省入省 2020年 7 月 国土交通省鉄道局長 2023年 7 月 同 国土交通審議官 2024年 7 月 国土交通省顧問 2024年 11月 一般財団法人運輸総合研究所理事長（2025年6月退任予定）
所有する当社の株式の数： 0株	取締役候補者とした理由 同氏は、国土交通省において鉄道局長、国土交通審議官を歴任しており、国家行政の中枢での経験に基づく大所高所から経営を俯瞰する知見を有するほか、法務・リスクマネジメント・人事・労務・人財開発、安全・輸送サービスに関する豊富な経験、知見を有し、人格、見識にも優れていることから、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号 3	うしお だ つとむ 潮田 勉 1962年1月18日生 新任
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1985年4月 東京都入都 2017年8月 同 オリンピック・パラリンピック準備局長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会評議員 2020年7月 同 財務局長 東京臨海高速鉄道株式会社取締役 2021年10月 同 副知事 2021年11月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副会長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (清算法人) 評議員 2023年7月 公益財団法人東京2025世界陸上財団副会長 2024年11月 一般財団法人東京都人材支援事業団人材育成センター特任教授（2025年6月退任予定） 2024年12月 東京臨海熱供給株式会社代表取締役社長（2025年6月退任予定）
所有する当社の株式の数： 0株	取締役候補者とした理由 同氏は、東京都においてオリンピック・パラリンピック準備局長、財務局長、副知事を歴任しており、都行政の中枢での経験に基づく大所高所から経営を俯瞰する知見を有するほか、財務・会計、人事・労務・人材開発、サステナビリティに関する豊富な経験、知見を有し、人格、見識にも優れていることから、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を新たに取締役候補者とするものであります。

候補者番号 4	お がわ たか ゆき 小 川 孝 行 1963年10月23日生 再 任
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1986年 4 月 帝都高速度交通営団入団 2013年 4 月 当社鉄道本部営業部長 2017年 6 月 同 取締役 2021年 6 月 同 常務取締役 2023年 6 月 同 代表取締役 専務執行役員（現在に至る） <当社における担当> 鉄道本部長
所有する当社の株式の数： 1,300株	取締役候補者とした理由 同氏は、当社において2017年に取締役に就任して以来8年間にわたり当社の経営に参画し、2023年からは代表取締役専務執行役員鉄道本部長として鉄道事業を統括しております。鉄道の安全・輸送サービスのほか法務・リスクマネジメント、人事・労務・人財開発、まちづくり・不動産・都市生活創造に関する経験、知見を有しているとともに、人格、見識にも優れていることから、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）	

候補者番号 5		すず き のぶ ゆき 鈴木 信行 1966年4月8日生	再任
		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1990年4月 帝都高速度交通営団入団 2016年4月 当社財務部長 2023年6月 同 取締役 執行役員（現在に至る） <当社における担当> 財務部担当	
所有する当社の株式の数： 800株		取締役候補者とした理由 同氏は、当社において財務部長を7年間務めた後、2023年に取締役に就任し、2024年10月の株式上場時に財務部担当の執行役員として多大な貢献を果たしました。長年にわたる財務部門の経験で培われた豊富な経営、財務・会計の知識のほか、法務・リスクマネジメント、安全・輸送サービスに関する経験、知見を有しているとともに、人格、見識にも優れていることから、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。	
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）			

候補者番号 6		どう めん けい いち 堂 免 敬 一 1967年3月16日生	再 任
		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1990年 4 月 帝都高速度交通営団入団 2016年 4 月 当社広報部長 2023年 6 月 同 取締役 執行役員（現在に至る） <当社における担当> 人事部担当	
所有する当社の株式の数： 800株		取締役候補者とした理由 同氏は、当社において広報部長、人事部長を歴任後、2023年に取締役に就任しており、広報部門、人事部門の経験で培われた豊富な人事・労務・人財開発、サステナビリティの知識のほか、まちづくり・不動産・都市生活創造に関する経験、知見を有しているとともに、人格、見識にも優れていることから、当社といたしましては、同氏においてこれらを活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。	
取締役会への出席状況： 23回／24回（96%）			

候補者番号 7		やま むら 山村	あき よし 明義	1958年3月3日生	再任
		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1980年4月 帝都高速度交通営団入団 2007年6月 当社鉄道本部鉄道統括部長 2011年6月 同 取締役 2014年6月 同 常務取締役 2015年6月 同 専務取締役 2017年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）			
所有する当社の株式の数： 1,600株		取締役候補者とした理由 同氏は、当社において2011年に取締役に就任して以来14年間にわたり当社の経営に参画し、2017年6月からは代表取締役社長として、当社の経営を率いてきました。2020年からのコロナ禍においては強いリーダーシップを発揮して経営改革を主導し、コロナ禍後の経営回復を実現するとともに2024年10月には当社の株式上場を主導しました。その実績、能力、企業経営の経験とともに、人格、見識とも優れていることから、当社といたしましては、同氏において当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に力を発揮することを期待し、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。			
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）					

候補者番号 8	こ ばやし えい ぞう 小林 英三 1948年9月8日生 再任 社外 独立
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1972年 4 月 日本銀行入行 2002年 6 月 同 理事 2006年 5 月 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）シニア・アドバイザー 2007年 7 月 同 副会長 2010年 5 月 日本証券金融株式会社顧問 2010年 6 月 同 専務取締役 2012年 6 月 同 代表取締役社長 2019年 6 月 同 執行役会長（現在に至る） 2019年 6 月 日本電子計算株式会社取締役（現在に至る） 2019年 6 月 日本ビルディング株式会社取締役（現在に至る） 2023年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
所有する当社の株式の数： 100株	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、日本銀行において人事局長、審査局長、理事を、日本証券金融株式会社においては代表取締役社長、執行役会長を歴任し、その金融の中核での経験に基づく経営、財務・会計、人事・労務・人財開発に関する豊富な経験、知見を活かして、2023年6月から当社社外取締役として、独立、客観的な立場から、適切に監督・助言を行っています。当社といたしましては、同氏において引き続き当社取締役会の経営監督機能を高める役割を果たすことを期待し、同氏を社外取締役候補者とするものであります。
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）	

候補者番号 9		たけ い な つ こ 武井 奈津子 1961年2月10日生	再任	社外	独立
		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1983年4月 ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社 2013年6月 同 執行役員SVP 2021年6月 同 常務法務部シニアゼネラルマネジャー 2023年6月 当社社外取締役（現在に至る） 2023年6月 株式会社TBSホールディングス社外取締役（現在に至る） 2024年6月 日本電信電話株式会社社外取締役（現在に至る）			
所有する当社の株式の数： 100株		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割			
取締役会への出席状況： 24回／24回（100％）		同氏は、長年にわたりソニーグループ株式会社において法務・コンプライアンス部門に従事し、業務執行役員、執行役員、常務を歴任しており、その経験に基づく経営、法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験、知見を活かして、2023年6月から当社社外取締役として、独立、客観的な立場から、適切に監督・助言を行っています。当社といたしましては、同氏において引き続き当社取締役会の経営監督機能を高める役割を果たすことを期待し、同氏を社外取締役候補者とするものであります。			

候補者番号 10		いむら 井村	じゅんこ 順子	1960年5月7日生	再任	社外	独立
		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1983年4月 宇宙開発事業団（現：宇宙航空研究開発機構）入社 1990年10月 朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社 1993年5月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入社 2005年5月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2011年6月 新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 2015年9月 多摩大学大学院MBAコース客員教授（現在に至る） 2018年7月 井村公認会計士事務所代表（現在に至る） 2019年6月 株式会社商船三井社外監査役 2019年12月 長谷川香料株式会社社外監査役 2020年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社社外取締役監査等委員（現在に至る） 2023年6月 当社社外取締役（現在に至る）					
所有する当社の株式の数： 100株		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割					
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）		同氏は、長年にわたり公認会計士として監査法人において会計監査業務に携わるとともに大企業において監査役等を歴任しており、その経験に基づく財務・会計、人事・労務・人財開発、サステナビリティに関する豊富な経験、知見を活かして、2023年6月から当社社外取締役として、独立、客観的な立場から、適切に監督・助言を行っています。当社といたしましては、同氏において引き続き当社取締役会の経営監督機能を高める役割を果たすことを期待し、同氏を社外取締役候補者とするものであります。					

候補者番号 11	かとう 加藤 かず せい 一誠 1964年11月29日生 新任 社外 独立
	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1993年4月 関西外国語大学短期大学部専任講師 2005年4月 日本大学経済学部教授 2007年12月 政策研究大学院大学客員教授 2008年6月 航空政策研究会理事（現在に至る） 2015年4月 慶應義塾大学商学部教授（現在に至る） 2022年2月 軽自動車検査協会理事（非常勤）（現在に至る） 2022年6月 損害保険料率算出機構理事（非常勤）（現在に至る） 2025年6月 航空政策研究会会長（就任予定）
所有する当社の株式の数： 0株	社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 同氏は、長年にわたり米国経済、交通経済の研究に従事し、日本大学経済学部教授、政策研究大学院大学客員教授、慶應義塾大学商学部教授を歴任しているところ、当社といたしましては、同氏において、その経験を通じた経営、財務・会計、安全・輸送サービスに関する豊富な経験、知見を活かして、当社の経営に対し、独立、客観的な立場から、適切に監督・助言を行うとともに、当社取締役会の経営監督機能を高める役割を果たすことを期待し、同氏を新たに社外取締役候補者とするものであります。
（注）1 候補者のうち、上原淳氏が理事長を務めている一般財団法人運輸総合研究所と当社との間では当社を委託者、同財団法人を受託者とする研究委託契約を締結しています。同氏以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。 2 候補者のうち小林英三氏、武井奈津子氏及び井村順子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 3 候補者のうち井村順子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与しておりませんが、前記の社外取締役候補者とした理由により、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 4 候補者のうち加藤一誠氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、前記の社外取締役候補者とした理由により、当社は、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 5 当社は、小林英三氏、武井奈津子氏及び井村順子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、上原淳氏、潮田勉氏及び加藤一誠氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。 6 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が法律上負担することになる、第三者訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。 各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。 7 候補者のうち小林英三氏、武井奈津子氏及び井村順子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社社外役員独立性判断基準を満たしており、独立役員に指定しております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員に指定する予定であります。 8 候補者のうち加藤一誠氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社社外役員独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員に指定する予定であります。	

第3号議案

監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		現在の当社における地位及び担当		取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	新任	さくま 佐久間 たえこ 妙子	秘書室長		※	※
2	新任	くし びき 櫛引 まさ あき 雅亮	社外	独立	—	※
3	新任	さか い 坂井 たつ ふみ 辰史	社外	独立	—	※
4	再任	えん よ 延與 かつら 桂	社外		監査役	24／24回 (100%)

※新任の監査役候補者のため、該当事項はございません。

候補者番号 1	さくま たえこ 佐久間 妙子 1965年9月1日生 新任
	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1988年 4月 帝都高速度交通営団入団 2019年 4月 当社監査役室長 2021年 6月 同 総務部長兼秘書室長 2023年 4月 同 秘書室長（現在に至る）
所有する当社の株式の数： 0株	監査役候補者とした理由 同氏は、当社において監査役室長、総務部長、秘書室長を歴任し、その監査、法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験と高い知見は、当社の業務・会計を含む経営の監査を行ううえで相応しいものであることから、当社といたしましては、同氏は当社監査役として適任であると考え、同氏を新たに監査役候補者とするものであります。

候補者番号 2	くし びき 櫛引 まさ あき 雅亮 1960年4月21日生 新任 社外 独立
	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1983年4月 日商岩井株式会社（現：双日株式会社）入社 2007年4月 双日株式会社 主計部長 2014年4月 同 理事 主計部長 2015年4月 同 執行役員 リスク管理企画、リスク管理担当役員 2017年4月 同 常務執行役員 人事総務担当役員 2019年4月 同 常務執行役員 人事、総務・IT業務担当本部長 2020年4月 同 顧問 2020年6月 同 常勤監査役 2024年7月 株式会社プロネッド副社長執行役員
所有する当社の株式の数： 0株	社外監査役候補者とした理由 同氏は、双日株式会社において長年にわたり主計業務に従事し、理事主計部長、執行役員リスク管理企画、リスク管理担当役員、常務執行役員人事、総務・IT業務担当本部長、常勤監査役を歴任し、その監査、財務・会計、法務・リスクマネジメントに関する豊富な経験と高い知見は当社の業務・会計を含む経営の監査を行ううえで相応しいものであることから、当社といたしましては、同氏は当社監査役として適任であると考え、同氏を新たに社外監査役候補者とするものであります。

候補者番号 3	さか い たつ ふみ 坂井 辰史 1959年8月27日生 新任 社外 独立
	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー 2012年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 グループ企画部長 2013年4月 同 常務執行役員投資銀行ユニット長 2014年4月 同 常務執行役員国際ユニット長 2016年4月 みずほ証券株式会社取締役社長 2018年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役社長（グループCEO） 株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役 2018年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役社長（グループCEO） 2022年2月 同 取締役 2022年4月 同 理事 2022年7月 同 特別顧問（現在に至る） 2024年6月 日本曹達株式会社取締役（現在に至る）
所有する当社の株式の数： 0株	社外監査役候補者とした理由 同氏は、株式会社日本興業銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて長年にわたり金融業務に従事し、みずほ証券株式会社取締役社長、株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役社長（グループCEO）を歴任しているところ、その金融機関中枢における豊富な経験、高い知見は、当社の業務・会計を含む経営の監査を行ううえで相応しいものであることから、当社といたしましては、同氏は当社監査役として適任であると考え、同氏を新たに社外監査役候補者とするものであります。

候補者番号 4	えん よ かつら 延 與 桂 1961年8月9日生 再 任 社 外
	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1984年4月 東京都入都 2021年10月 同 オリンピック・パラリンピック準備局長 2022年6月 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会代表理事・会長（現在に至る） 2022年6月 当社社外監査役（現在に至る）
所有する当社の株式の数： 100株	社外監査役候補者とした理由 同氏は、東京都オリンピック・パラリンピック準備局長を務めるなど、都行政において豊富な経験、高い知見を有しており、それらを活かし、2022年6月から当社社外監査役として独立、客観的な立場から、適切に業務・会計を含む経営の監査を行っています。当社といたしましては、同氏において引き続き当社監査役として適切に業務・会計を含む経営の監査を行うことを期待し、同氏を社外監査役候補者とするものであります。
取締役会への出席状況： 24回／24回（100%）	
監査役会への出席状況： 13回／13回（100%）	
（注）1 候補者のうち、櫛引雅亮氏が副社長執行役員を務めていた株式会社プロネッドと当社の間には、同社の売上高の2%を超える取引がありましたが、同氏は副社長執行役員を2025年3月をもって退任しております。同氏以外の各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。 2 延與桂氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。 3 当社は、延與桂氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が法律上負担することになる、第三者訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。 5 候補者のうち坂井辰史氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に係る独立性基準及び当社社外役員独立性判断基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員に指定する予定であります。 6 候補者のうち、櫛引雅亮氏は、2025年3月まで、株式会社プロネッドの業務執行者を務めており、同社にとって当社は連結売上高の2%以上を占める取引先に当たるものの、同氏は監査、財務・会計、法務・リスクマネジメントに関する見識に長け、その人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社としては考えており、また、同社の業務執行者であった期間も短期間であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、同氏の選任が承認された場合、当社が定める独立役員に係る独立性判断基準を充足するものとして、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。	

- 7 候補者のうち、坂井辰史氏が株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役兼執行役社長として在任中の2021年11月、同社および株式会社みずほ銀行は、2021年2月28日以降に発生した一連のシステム障害等に関し、銀行法の規定に基づき、金融庁より業務改善命令を受けました（同時に、株式会社みずほ銀行は、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき、財務省より是正措置命令を受けました。）。

同氏は、同社グループCEOとして、一連のシステム障害に通底する課題の明確化と、真因を踏まえた再発防止策の具体化プロセスにおいて、執行側での検討、監督側での検証、さらに外部の有識者・専門家により構成される外部調査委員会による改善対応策の妥当性検証の枠組みを確保したうえで、「多層的な障害対応力の向上」「経営管理面での対応高度化」「人と組織の持続的強化」から構成される計画の取り纏めと実行を、責任をもって主導しました。

（ご参考）独立性判断基準

当社の社外役員について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下各号のいずれの基準にも該当しない場合、独立性を有するものと判断する。

- (1) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上高の2%以上を占める取引先」の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者及び使用人。以下同じ。）
- (2) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社が連結売上高の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (3) 「当社の主要な借入先（過去3事業年度末において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）」の業務執行者
- (4) 「過去3事業年度末のいずれかにおいて、総議決権の10%以上を保有する当社の主要株主」の業務執行者
- (5) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間100万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（その者が法人等の団体である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている財産上の利益が年間収入の2%を超える法人等の団体に所属する前段に掲げる者）
- (6) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間100万円超の寄付・助成を受けている者。ただし、その者が法人である場合は、その者の直前3事業年度のいずれかにおいて、当社及びその連結子会社から得ている寄付・助成が、その者の年間売上高又は年間総収入の2%を超える法人の業務執行者である者
- (7) 最近3年間に於いて、当社の外部会計監査人であった公認会計士又は監査法人に所属する者（ただし、事務的又は補助的スタッフを除く。）
- (8) 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者又は二親等以内の親族
- (9) 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有している者

なお、上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立役員としての要件を充足しており、独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。本議案において以下「対象取締役」といいます。）に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式を用いた①事前交付型譲渡制限付株式による報酬制度（以下「本制度①」といいます。）と②業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度（以下「本制度②」といいます。）の二種類の株式報酬制度（以下併せて「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役（社外取締役分を含みます。）の報酬の額は、2004年3月24日開催の創立総会において、年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、本提案による報酬枠は、上記の報酬枠とは別枠といたします。

本制度は、対象取締役に對し、譲渡制限付株式（下記3（1）イ又は下記3（2）ウの譲渡制限付株式割当契約を当社と対象取締役との間で締結することによって、当社の普通株式に譲渡制限を付したものをいいます。）を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。本制度は、以下の二種類の譲渡制限付株式報酬制度からなります。

- ・ 本制度①：事前交付型譲渡制限付株式報酬
原則として毎年、役位等に応じた数（なお、本制度②とは異なり、業績には連動しません。）の当社の普通株式を付与し、退任（対象取締役及び当社の執行役員のいずれでもなくなったことをもって「退任」とし、以下同様とします。）までの譲渡制限を付する「譲渡制限付株式報酬」の制度（本制度①）
- ・ 本制度②：業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）
一つの中期経営計画期間（取締役会において決定する複数事業年度の期間とします。）を「業績評価対象期間」とし、原則としてその終了直後の事業年度に、当該中期経営計画期間における業績目標の達成度に応じた数の当社の普通株式を付与し、退任までの譲渡制限を付する「業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）」の制度（本制度②）

本制度において譲渡制限付株式報酬として付与する当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、いずれも、かかる普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、以下同様とします。）と同額とします。本制度に基づく譲渡制限付株式の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

1 本議案を相当とする理由

本制度は、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役が当社の業績・株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上、企業価値の増大及び中期経営計画達成に向けた意識を高めることを目的としております。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関

する事項 4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等（3）取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりですが、本議案の承認可決を条件として、その内容を、後述の＜ご参考＞のとおり変更することを2025年5月16日開催の取締役会において決議しております。本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであり、また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数の上限は当社の各中期経営計画期間当たり当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に100,000株を乗じた株数以内（中期経営計画期間が三事業年度の場合は300,000株以内であり、発行済株式総数に占める割合は約0.05%）と潜在的な希薄化率も軽微であるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は7名となります。

また、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2 金銭報酬債権の金額及び株式数の上限

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、「1 本議案を相当とする理由」に記載した目的を踏まえ相当と考えられる金額として、当社の各中期経営計画期間当たり当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に150百万円を乗じた額以内（中期経営計画期間が三事業年度の場合は450百万円以内）といたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、当社の各中期経営計画期間当たり当該中期経営計画期間に含まれる事業年度数に100,000株を乗じた株数以内（中期経営計画期間が三事業年度の場合は300,000株以内）といたします。ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、この上限数は、かかる分割比率又は併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

なお、上記の各中期経営計画期間当たりの各上限は、以下の合計が当該各上限の範囲内となることを想定したものです。

（1）本制度①に基づく報酬

その支給日及び付与日が当該中期経営計画期間に含まれる金銭報酬債権の総額及び発行又は処分される普通株式の総数

（2）本制度②に基づく報酬

当該中期経営計画期間における職務執行の対価として支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分される普通株式の総数

3 詳細

（1）本制度①（事前交付型譲渡制限付株式報酬）

ア 金銭報酬債権の額及び株式数の決定方法

本制度①に基づき支給する金銭報酬債権の額は、役位等に応じた金額とします（ただし、その金額の総額は、本制度②に基づき支給する金銭報酬債権の総額と合わせ、上記2の上限額の範囲内とします。）。

また、本制度①に基づき付与する譲渡制限付株式の数は、当該金銭報酬債権の額を譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値で除した値に相当する数とします（ただし、その株式の総数は、本制度②に基づき付与する譲渡制限付株式の総数と合わせ、上記2の上限数の範囲内とします。）。

イ 譲渡制限契約の内容

本制度①に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約①」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約①により付与を受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間①」といいます。）、本割当契約により付与を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式①」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（イ）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式①の全部（ただし、下記(ウ)②により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間①が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（ウ）本割当株式①の無償取得

①当社は、譲渡制限期間①が満了した時点において上記(イ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得する。

②また、本割当株式①に係る報酬の対象である職務執行期間内に任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式①を当社が無償取得するほか、譲渡制限期間①の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式①の全部又は一部を無償で取得する。

（エ）組織再編等における取扱い

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中①に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、職務執行期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に算出される数の本割当株式①について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得する。

（オ）譲渡制限の解除後の無償取得

譲渡制限の解除後において、解除前の譲渡制限期間①中に上記(ウ)②に定める事由又はその原因となる行為があったことが判明した場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、対象取締役は、当社に本割当株式①の全部又は一部を直ちに無償で返還する。

（2）本制度②（業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット））

ア 付与する金銭報酬債権の額及び付与する譲渡制限付株式の数の決定方法

本制度②に基づき支給する金銭報酬債権の額及び発行又は処分する当社の普通株式の数は、中期経営計画期間における業績目標の達成度に連動させるものとします。

具体的には、各対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額（以下「役位別基準金額」といいます。）に、業績評価対象期間となる中期経営計画期間における業績目標

の達成度に応じた支給率を乗じた金額とします（ただし、その金額の総額は、本制度①に基づき支給する金銭報酬債権の総額と合わせ、上記2の上限額の範囲内とします。）。

また、本制度②に基づき付与する譲渡制限付株式の数は、当該金銭報酬債権の額を譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値で除した値に相当する数とします（ただし、その株式の総数は、本制度①に基づき付与する譲渡制限付株式の総数と合わせ、上記2の上限数の範囲内とします。）。

上記金銭報酬債権の額及び譲渡制限付株式の数の具体的な算出方法は当社の取締役会の決議により定めますが、当初の業績評価対象期間（2025年4月1日から2028年3月末日まで）については、以下の＜付与株式数の算出方法＞のとおりとすることを予定しております。

＜付与株式数の算出方法＞

（金銭報酬債権の額が以下の算式の「付与株式算定金額」に該当し、譲渡制限付株式の数が以下の算式の「付与株式数」に該当します。）

付与株式数＝付与株式算定金額÷株式割当株価（※1）

付与株式算定金額＝財務指標算定金額＋非財務指標算定金額

財務指標算定金額＝役員別基準金額×3×0.75×連結ROE支給率（※2）

非財務指標算定金額＝役員別基準金額×3×0.10×鉄道運転事故件数支給率（※3）
 ＋役員別基準金額×3×0.08×バリアフリー化率支給率（※4）
 ＋役員別基準金額×3×0.02×顧客満足評点支給率（※5）
 ＋役員別基準金額×3×0.03×CO₂排出削減量支給率（※6）
 ＋役員別基準金額×3×0.02×女性管理職比率支給率（※7）

（※1）譲渡制限付株式としての当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値とします。

（※2）中期経営計画の最終事業年度の連結ROEに応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※3）中期経営計画期間中の鉄道運転事故件数に応じ、0.0又は1.0とします。

（※4）中期経営計画の鉄道施設バリアフリー化率に応じ、0.0又は1.0とします。

（※5）中期経営計画期間終了時点のJCSI（日本版顧客満足度指数）における「顧客満足」評点に応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※6）中期経営計画期間終了時点の当社グループ全事業におけるCO₂排出削減量目標達成率に応じ、0.0～1.5の間で変動します。

（※7）中期経営計画期間中の女性管理職比率に応じ、0.0又は1.0とします。

なお、上記の算出方法は、標準的な算出方法を示したものであり、業績評価対象期間における業績指標が確定する前に対象取締役が退任する場合等、対象取締役の在任期間が業績評価対象期間の一部のみである場合や業績評価対象期間中に役位の変更がある場合には、「付与株式算定金額」「付与株式数」に合理的な調整を加えます。

イ 金銭報酬債権の支給の条件

各対象取締役に付与する金銭報酬債権の額を決定する取締役会決議までに、(i)対象取締役が禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合又は(ii)対象取締役が自己都合で退任した場合（ただし、当社の取締役会が止むを得ないと認めた事由を理由とする退任の場合は除く。）には、金銭報酬債権の支給及び譲渡制限付株式の付与は行わないものとします。

なお、以下の場合には、それぞれ以下記載の対応とします。

- ・ 業績評価対象期間の開始直後の定時株主総会の翌日から、業績評価対象期間の終了後に各対象取締役が付与する金銭報酬債権の額を決定する取締役会決議が行われるまでの期間中に対象取締役が任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合、その他取締役会で定める所定の場合：
該当する対象取締役（対象取締役が死亡した場合は権利承継者）に付与する当社の普通株式には、譲渡制限を付さないことがあります。
- ・ 本制度②に基づく譲渡制限付株式の割当日より前に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度②に基づく譲渡制限付株式の付与日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、その他取締役会で定める所定の場合：
金銭報酬債権に代えて、同様の方法により算出した金銭を支給することがあります（当社の普通株式の付与は行いません。）。なお、かかる方法により算出した金額を対象取締役へ支払うことで上記2の上限額を超過することとなる場合には、かかる上限額の範囲内となるように合理的な方法で調整した金額の金銭を支給いたします。

ウ 譲渡制限契約の内容

本制度②に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約②」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

（ア）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約②により付与を受けた日から退任する日までの間（以下「譲渡制限期間②」といいます。）、本割当契約により付与を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式②」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（イ）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式②の全部（ただし、下記（ウ）②により本割当株式の一部が当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間②が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

（ウ）本割当株式②の無償取得

- ①当社は、譲渡制限期間②が満了した時点において上記（イ）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式②を当然に無償で取得する。
- ②また、譲渡制限期間②の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

（エ）組織再編等における取り扱い

上記（１）イ（エ）に準ずる。

（オ）譲渡制限の解除後の無償取得

上記（１）イ（オ）に準ずる。

以 上

<ご参考>

当社は、第4号議案の承認可決を条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更について、2025年5月16日開催の取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりです。

1 基本方針

当社は、社外取締役でない取締役に対し、役位に応じた職責等を踏まえた基本報酬及び事業年度ごとの業績に連動する役員賞与を金銭にて支給するとともに、株主目線での経営の促進（株主との利害の共有）、中長期の企業価値増大への動機付けとすることを目的として、株式報酬による中期・長期インセンティブを付与します。社外取締役に対しては、その職責に鑑み、基本報酬のみを支給します。なお、取締役の金銭報酬の総額及び株式報酬の総額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内とします。

2 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会において決議の上、代表取締役社長に一任します。代表取締役社長は、透明性及び公正性を確保する観点から、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮り、当該委員会の審議結果を踏まえてこれを決定します（株式報酬については、取締役会で定める基準に従い決定します。）。

なお、株式報酬については、支給対象となる取締役が、法令、当社の規程等に関して重要な点で違反があった場合その他一定の事由に該当する場合は、指名・報酬委員会に諮り、当該委員会の審議結果を踏まえ、取締役会において、株式報酬を受ける権利の全ての没収又は支給済みの株式報酬の全て若しくは相当額の金銭の返還について、当該取締役に請求するか否か決定します。

3 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は、月例による固定報酬とし、役位に応じた職責、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等を勘案し決定します。

4 業績連動報酬（役員賞与）の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの業績に連動する指標として当社の業績、役位に応じた職責、代表権の有無、業績に対する個人の貢献等を勘案して決定し、金銭報酬として毎年一定の時期に支給します。

5 株式報酬（P S U／R S）の決定に関する方針

（1）中期インセンティブ：パフォーマンス・シェア・ユニット（P S U）

株主目線での経営の促進（株主との利害の共有）に加え、中期的な企業価値増大への動機付けを目的として、中期経営計画に掲げる目標値の達成度等に応じて変動する業績連動型の株式報酬（譲渡制限付株式）を中期経営計画終了後に付与します。

（2）長期インセンティブ：譲渡制限付株式報酬（R S）

株主目線での経営の促進（株主との利害の共有）に加え、安全・安心をはじめとしたサステナビリティ経営の実現による長期的な企業価値増大への動機付けを目的として、役位に応じた一定の株式報酬（譲渡制限付株式）を毎年付与します。

6 取締役の個人別の報酬（基本報酬・役員賞与・株式報酬（P S U／R S））の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役でない取締役の基本報酬、役員賞与、株式報酬（P S U／R S）の割合については、全ての業績指標等が目標に達した時に、基本報酬、役員賞与、P S U、R Sがおおよそ5：1：2：2となるように構成します。

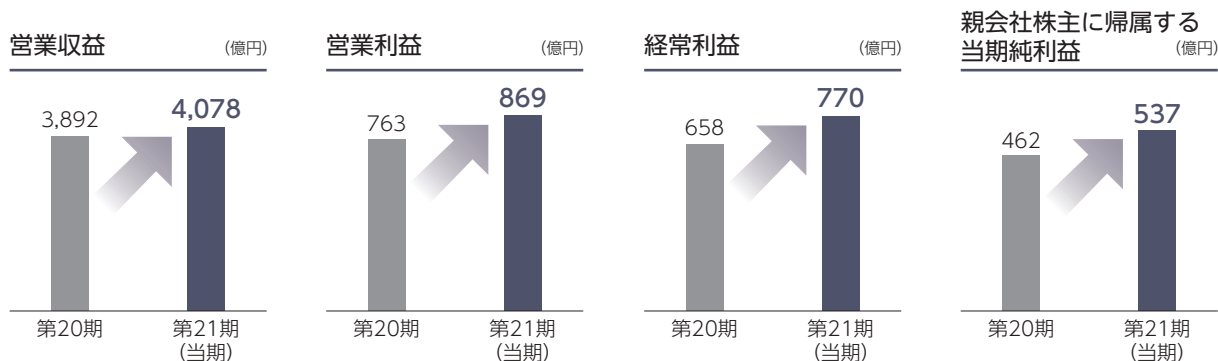
1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかに回復しているものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような状況下で、当社グループは、2022年4月に公表し、2023年3月に設備投資計画の見直しやポストコロナを見据えた経営目標値の上方修正等を行った中期経営計画「東京メトロプラン2024」（2022年度～2024年度）に基づき、各種施策を積極的に推進してまいりました。本計画期間において、鉄道事業の持続可能性の向上を図るべく、安全の確保を前提に、次世代に向けたコスト構造や業務の抜本的な見直し等、『構造変革』に取り組むとともに、新線建設、お出かけ機会の創出、都市・生活創造事業の強化等、『新たな飛躍』を目指した各種施策に取り組んでまいりました。そして、2024年10月23日には、東京証券取引所プライム市場へ上場し、変革と成長にドライブをかけるステージとなりました。

当連結会計年度の業績は、経済活動の活性化等により、都心部を中心に沿線全域で平日、休日ともに好調に推移したことに伴い、旅客運輸収入が増加し、営業収益が4,078億3千2百万円（前期比4.8%増）となり、営業利益が869億4千2百万円（前期比13.9%増）、経常利益が770億8百万円（前期比16.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が537億4千8百万円（前期比16.2%増）となりました。



運輸業

① 安全性・利便性の向上

(セキュリティ強化)

テロ行為や犯罪への備えとして、車両更新及び車両の大規模改修工事のほか、鋭意車内セキュリティカメラの設置を進め、当初計画から約6年前倒して2024年度末に全車両への整備を完了いたしました。

(自然災害対策)

震災対策として、阪神・淡路大震災及び東日本大震災後の通達に基づき、震度7クラスの地震においても崩壊・崩落を起こさないよう、高架橋、石積み擁壁の補強を完了しております。また、熊本地震後の通達に基づいて、早期運行再開を目的としたロッキング橋脚、こ線道路橋・人道橋の補強についても完了し、現在は復旧容易性の向上を目的としたトンネル中柱の耐震補強工事を進めております。

大規模水害対策として、荒川等の氾濫による想定浸水深等に応じた駅出入口の止水板の改良や防水扉の新設、上屋建て替えによる完全防水型出入口への改良、換気口浸水防止機の改良、換気塔の嵩上げ、地上駅・地上設備の外壁の鉄筋コンクリート化、トンネル坑口への防水ゲートの設置等を着実に進めており、現在61.1%の進捗となっております。引き続き、関係する他社局とも連携しながら、浸水被害の防止・軽減による早期の復旧を目的とした浸水対策を推進してまいります。

(お客様の円滑な移動の実現)

お身体の不自由なお客様をはじめとした全てのお客様に安心してご利用いただけるよう、エレベーター、エスカレーター及びバリアフリートイレの整備を進めており、2024年5月に東西線南砂町駅にエレベーター、同年11月に副都心線池袋駅にエレベーター、日比谷線茅場町駅にエレベーター及びエスカレーターを設置いたしました。また、ホームと車両床面の段差・隙間縮小のため、東西線、半蔵門線、南北線及び副都心線(※)においてホームの嵩上げ、くし状ゴムの設置を進めており、2024年度は日比谷線で整備が完了いたしました。

※銀座線・丸ノ内線・日比谷線・千代田線は完了

ホームドアの整備については、2025年度中の全路線全駅(大規模改良中の南砂町駅を除く)への設置完了を予定しており、2路線において設置工事を進めております。現在の全線及び設置工事中2路線の整備率は、次のとおりであります(※)。

	全線	東西線	半蔵門線
整備率	94%	65%	79%

※他路線は設置完了



(ホームドアの整備事例)

また、東西線南砂町駅においては、混雑緩和を目的としたホーム2面3線化のため、2024年5月に第1回線路切替工事を行い、新設したホーム、出入口、改札等の供用を開始いたしました。

(その他)

日本の地下鉄で初めての無線式列車制御システム（C B T Cシステム）を丸ノ内線全線で2024年12月から使用開始いたしました。C B T Cシステムは無線通信技術を利用した信号保安システムで、移動閉そくを活かした合理的な運転を実現し、乗り心地の改善及び高い遅延回復効果や軌道回路に起因する輸送障害の減少等により運行の安定性が向上しております。

また、2021年6月に発生した日比谷線八丁堀駅における多機能トイレの機能不備によるお客様の発見遅れについては、公表した再発防止対策報告書に基づく取組を確実に推進し、当社施設の確実な施工、保守・点検及び適切な取扱いを徹底しております。

② 新線建設によるネットワーク発展・充実

(有楽町線・南北線の延伸)

新線建設（有楽町線延伸・南北線延伸）については、都市計画決定が告示され、工事施行認可を受けたことを踏まえ、地質及び埋設物の調査並びに設計及び工事説明会を実施し、2024年11月に工事着手いたしました。

③ 鉄道事業の成長に向けたアクションプラン

(目的地と連動した移動価値)

沿線施設と連動したお出かけ機会の創出に向けて、企業や自治体とタイアップしたスタンプラリーや観光施設等の入場券とTokyo Subway Ticketのセット発売及び商業施設で使用可能なクーポンと東京メトロ24時間券のセット発売を行いました。また、2025年3月から様々な観光施設をおトクに周遊できる乗車券付きの観光チケット「Tokyo City Pass」を発売いたしました。

（他サービスと連携した移動価値）

「東京メトロmy! アプリ」を介して、お出かけ情報の提供や二次交通との連携による観光予約等、ご乗車の機会が増えるような「楽しみ」の企画・提案を行っております。2024年4月から、同アプリを介して飲食店ポータルサイトであるオズモールを予約いただいたお客様に、メトロポイントクラブ（メトポ）のポイント付与を開始いたしました。また、同年9月に、キッザニア東京と同アプリを介した通年での利用予約を開始したほか、2025年3月から、クレジットカードのタッチ決済及びQRコード（※）を活用した乗車サービスの開始に合わせ、同アプリと乗車券販売サイトとの連携を開始いたしました。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

（頻度に応じた移動価値）

より分かりやすくお得に多くのお客様にご利用いただけるよう、2024年4月に、PASMOをお持ちの方を対象とした「メトロポイントクラブ（メトポ）」とTo Me CARDをお持ちの方を対象とした「メトロポイント」の2つのポイントサービスを統合いたしました。また、同年5月に、モバイルのPASMOをご利用のお客様において、モバイルPASMOアプリ上でメトポの登録手続及びポイントからのチャージを可能にいたしました。さらに、2025年3月に、カード型PASMOも含めてWeb上でのメトポの登録手続に対応したことで、全てのお客様の登録手続がオンラインで可能となりました。

④ 新技術の導入とDXによる鉄道オペレーションの進化

（技術開発ビジョン）

新技術の導入・開発やDXの推進等により、持続的な企業価値向上を図り、将来にわたる安心の提供を実現するため、状態基準保全（CBM）の一環として、車両・設備の状態監視を進めており、故障予知技術・劣化予測技術の促進に向けて、車両のブレーキ装置及び電動空気圧縮機を対象とした故障予兆検知システムの検討・開発を実施しております。2024年11月には、鉄道会社として初めてお客様向けチャットボット及びお客様センター業務双方への生成AIの本格的な活用を開始いたしました。

（次世代乗車システムの促進等）

2025年3月から東京メトロ24時間券を対象にクレジットカードのタッチ決済及びQRコードを活用した乗車サービスを開始いたしました。自動改札機のタッチ決済リーダーやQRリーダーにかざすことで、便利でスムーズなご乗車が可能となりました。

⑤ 不動産事業の拡大とまちづくりとの連携

(まちづくりとの連携)

駅の抱える課題はバリアフリー整備にとどまらず、駅混雑等の解消を図るためのお客様の動線確保や鉄道施設の設置スペースの確保といった種々の課題があります。一方で、駅周辺では大規模な都市開発が計画・実施されていることから、これら各駅の抱える課題を公表し、都市開発事業者等と早期の段階から協議する施策として「えき・まち連携プロジェクト」を実施しており、現在千代田線赤坂駅で施工中です。また、5駅で開発提案を募集しております。都市開発と一体となって鉄道施設整備を進め、魅力的な地下駅空間の整備を推進しております。

⑥ 海外鉄道ビジネスの拡大・新規ビジネスの開発推進

(海外鉄道ビジネス)

海外鉄道ビジネスについては、O&M（オペレーション&メンテナンス）事業において、英国に本社を置く鉄道事業者The Go-Ahead Group Limited、住友商事株式会社及び当社の3社で出資設立した事業会社GTS Rail Operations Limitedが、英国ロンドン市における地下鉄Elizabeth line（エリザベス・ライン）の運営事業を受注いたしました。同社は、現行の運営事業者からの移管を経て2025年5月から鉄道運営事業を開始いたします。

また、都市鉄道整備が進むフィリピン、ベトナム等において、鉄道整備、技術支援に係る各プロジェクトを推進したほか、世界の鉄道関係者向けオンライン講座・訪日研修の「Tokyo Metro Academy」を開催（オンライン講座18講座及び訪日研修3回）いたしました。

(新規ビジネスの開発)

新規事業の創出を目的とした社内事業開発プログラム「メトロのたまご」を通じて社員が提案したスケートボードパーク&スクール事業「RAMP ZERO」を、日比谷線南千住駅高架下において2024年4月に営業開始いたしました。また、「Tokyo Metro ACCELERATOR 2022」で最終審査を通過したSTUDIO BUKI株式会社との協業施策として、子どもが作中で東京メトロの運転士になれるパーソナライズド絵本「僕は私は運転士!」を同年4月に販売開始いたしました。同様に、最終審査を通過した株式会社休日ハックとの協業施策として、漫画・謎解き・街歩きを掛け合わせたオリジナル体験型エンターテインメント「メトロタイムゲート」を同年5月から8月まで実施したところ、期間終了前に早期に完売したため、2025年2月から3月までリバイバル開催いたしました。

また、「東京メトロ×プログラボ」を中心とした教育事業のスムーズな運営と拡大を目指し、2024年12月に「東京メトロエデュケーショナル株式会社」を設立いたしました。今後、プログラボが理念に掲げる「未来を担う子ども達の『夢を実現するチカラ』を育む」ことを目指して教室運営を行います。

加えて、スタートアップ企業との協業や出資を通じて、革新的なサービスを創出し、東京の未来を共に創ることを目的としたCVC活動「Tokyo Metro Ventures」を2025年3月から開始いたしました。

⑦ 脱炭素・循環型社会への貢献

（脱炭素社会への取組）

脱炭素社会の実現に向けた取組として、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同し、当社の気候関連リスク、機会等を特定し、開示しております。指標、目標として掲げている長期環境目標「メトロCO₂ゼロ チャレンジ 2050」について、2030年度目標を△50%から△53%（ともに2013年度比）に高め、更なる推進を図っております。

電力由来エネルギーの脱炭素化として、2024年4月に丸ノ内線・南北線は使用電力全てを水力発電由来の再生可能エネルギーに置き換えました。また、鉄道業界では初となる取組として、同年7月に小水力発電を、同年10月には陸上風力発電を活用したバーチャルPPA（需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの環境価値のみを仮想的に調達する契約）による環境価値の調達を行いました。

このほか、変電所や車両、その他電気設備が保有するデータを分析・見える化し、変電所電圧の適正化や駅補助電源装置の制御方式を変更することで、回生電力のロスを削減するなど、更なるエネルギーの有効活用化を推進いたしました。

また、これらの取組に加えて、当社の鉄道運行を通じて生まれた社会における環境面でのポジティブインパクト（削減貢献量）を活用し、他者と連携した取組を実施することにより、鉄道の環境優位性をPRいたしました。

（循環型社会への取組）

当社グループ運営の飲食店等から排出される使用済み油をSAF（Sustainable Aviation Fuel：化石燃料以外を原料とする持続可能な航空燃料）の原料に再利用する取組に参加し、2024年6月に、東西線浦安駅で使用済み油回収イベントを実施いたしました。

⑧ 経営基盤の強化

（安全文化の醸成）

お客様の安全を第一に、事故の未然防止、再発防止に取り組むため、グループ全役員・社員を対象にした安全研修をはじめとし、「安全を最優先する企業風土の形成」「ヒューマンファクター概念の浸透」「部門間連携強化による総合力の発揮」「PDCAサイクルによる安全管理体制の強化」を実現するための施策を継続実施したほか、社員一人ひとりが自ら考え行動を起こすことができる安全文化の醸成に努めております。

(豊かな社会のためのパートナーシップ)

女子駅伝部やパリ2024パラリンピック競技大会に出場したパラフェンシング選手である安直樹選手の活動支援のほか、東京マラソンへの参画を通じて、スポーツ選手が活躍できる環境づくりに貢献するとともに地域・社会の活性化に取り組んでおります。

安選手は、2025年2月に開催されたパラフェンシングのブラジルワールドカップにおいて、エペ、フルーレの2種目で銅メダルを獲得いたしました。女子駅伝部は、2024年11月、第44回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会（クイーンズ駅伝）に初出場を果たしました。さらに2025年3月に開催された名古屋ウィメンズマラソンにおいて、上杉真穂選手が全体4位（日本人2位）の好成績を収めました。

また、沿線の盲学校と連携し、当社総合研修訓練センターにある模擬ホーム等を活用し、生徒たちが線路の幅やレールの形状、ホームの高さ等に触れて駅設備の仕組みを学ぶ体験会を実施いたしました。

(参考)

当社は、公益財団法人メトロ文化財団に対し、地下鉄博物館の運営に供する土地として東西線葛西駅周辺の高架下用地を無償で貸し付けているほか、当連結会計年度において、5億1千8百万円の寄付を行いました。

運輸業の当連結会計年度の業績は、経済活動の活性化等により、都心部を中心に沿線全域で平日、休日ともに好調に推移したことに伴い、営業収益が3,729億1千7百万円（前期比4.6%増）、営業利益が741億6千1百万円（前期比16.3%増）となりました。

不動産事業

不動産事業においては、収益性の向上を図るべく、駅周辺の都市開発と一体となった建物の整備を進めております。2024年4月には神宮前六丁目用地再開発建物が東急プラザ原宿「ハラカド」として開業したほか、同年12月には、池袋二丁目用地に「スーパーホテル池袋西口天然温泉」が開業いたしました。また、新宿駅西口地区開発計画においては新築工事を推進し、東上野地区においては東上野四丁目Aー1地区再開発準備組合へ事業協力者として参画しております。加えて、遊休資産の有効活用として同年7月には北馬込一丁目用地（旧家族寮）に介護付有料老人ホームの「チャームスイート旗の台」、同年12月には弥生町五丁目用地（旧研修施設）に「メトロステージPLUS中野弥生町」がそれぞれ開業したほか、同年12月に東陽町スクウェアビル、2025年2月にTS青山ビルをそれぞれ取得しております。そのほか、不動産事業の成長を目的に不動産アセットマネジメント事業へ参入するため2024年4月に設立した「東京メトロアセットマネジメント株式会社」は、2025年3月から「東京メトロプライベートリート投資法人」の運用を開始いたしました。



（チャームスイート旗の台）

不動産事業の当連結会計年度の業績は、営業収益が146億6千3百万円（前期比7.4%増）、営業利益が42億円（前期比7.9%減）となりました。

流通・広告事業

流通・広告事業においては、収益性の向上を図るとともに、お客様の「新たな日常」を支え、ニーズに迅速に対応するため、各種開発を推進いたしました。

流通事業については、2024年11月に日本橋駅構内に「日本橋メトロピア」、2025年3月に錦糸町駅構内に「錦糸町メトロピア」を開業いたしました。東西線高架下においては同年3月に葛西駅西側の開発に加え、浦安駅に「M' a v 浦安」を開業いたしました。そのほか、駅構内店舗等における店舗入替や駅構内の空きスペースにおける自動販売機、コインロッカー等の増設、東西線高架下や錦糸町駅における新規店舗の開発を進めました。

広告事業については、改札口付近にデジタルサイネージ及び広告看板を新設したことに加え、デジタルサイネージの販売促進や、中づり・まど上、駅ばりポスターの貸切商品等、クライアントニーズに応じたインパクトのある商品の展開により、収益拡大に努めました。

流通・広告事業の当連結会計年度の業績は、営業収益が250億1千7百万円（前期比4.6%増）、営業利益が84億6百万円（前期比5.5%増）となりました。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資の主なものは、次のとおりであります。

(1) 完成した主な工事

車両新造（半蔵門線10両）

バリアフリー設備新設工事（エレベーター 2 駅 4 基、エスカレーター 1 駅 7 基）

茅場町駅改良工事

セキュリティカメラ整備

浅草駅折返し線整備

(2) 施行中の主な工事

車両新造

バリアフリー設備新設工事

大規模浸水対策工事

銀座線渋谷駅移設工事

飯田橋駅～九段下駅間折返し線整備

南砂町駅改良工事

ホームドア整備

豊洲駅改良

有楽町線延伸

南北線延伸

3 資金調達の状況

当連結会計年度においては、民間の金融機関から100億円の借入をいたしました。

この結果、当連結会計年度末の借入金及び社債の残高は、1兆868億1千2百万円となりました。

4 対処すべき課題

当社グループは、東京を中心とした首都圏の鉄道ネットワークの中核を担う交通事業者として、2004年4月の発足時に定めたグループ理念である『東京を走らせる力』を念頭に、様々な取組を進めてまいりました。そして、2024年10月に当社は東京証券取引所プライム市場に株式を上場し、変革と飛躍にドライブをかける新たなステージを迎えることとなりました。この株式上場を契機に従前の経営体系図を見直し、当社グループのミッションである『東京を走らせる力』を中心に、実現したい未来である「ビジョン」、約束する価値である「バリュー」、大切にしている精神である「スピリット」からなる経営指針を新たに策定いたしました。

当社の基幹事業である鉄道事業における旅客運輸収入は、東京都心部の開発進展やインバウンドの増加をはじめとしたお出かけ需要により着実に回復し、コロナ禍で取り組んだコスト構造改革の取組も功を奏し、経営は堅調に推移しております。一方で、自然災害の激甚化、テレワーク・オンライン会議の定着等による移動需要の減少、労務費、原材料費等の物価上昇や人手不足の本格化、さらにはテロ・サイバー犯罪のリスクの増加等、当社を取り巻く外部環境は大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、2025年度は新たに作成した3か年の中期経営計画の初年度として、各種事業戦略及びコーポレート戦略の着実な実施に努めてまいります。

具体的には鉄道の安全性・利便性向上を第一に、自然災害対策、バリアフリー設備整備、無線式列車制御システム（C B T Cシステム）や状態基準保全（C B M）といった新技術の開発・導入、クレジットカードやQ Rコードといった新乗車サービスの推進のほか、海外鉄道ビジネスの展開等による事業領域の拡大にも取り組んでまいります。また、鉄道駅バリアフリー料金を活用し、ホームドア整備を進めてまいります。有楽町線延伸（豊洲・住吉間）及び南北線延伸（品川・白金高輪間）は2024年11月に工事着手し、新たな未来へ向けた第一歩を踏み出しました。引き続き、十分な公的支援をもとに2030年代半ばの開業に向け、着実に取り組んでまいります。

都市・生活創造事業では、将来開発を見据えた不動産取得の推進による不動産事業の拡大や、新規ビジネス開発を含めたライフサービス事業・ビジネスサービス事業の推進を通じて成長を目指してまいります。

また、長期環境目標「メトロC O₂ゼロ チャレンジ 2050」の実現に向けた取組を引き続き推進するほか、人的資本経営、D E & Iの推進により社員一人ひとりの最大活躍を目指してまいります。さらに、人権の尊重、コーポレート・ガバナンスの更なる充実、デジタル技術の活用・促進により経営基盤の強化を図ってまいります。

(当社グループ中期経営計画「Run!～次代を翔ける～」に基づく取組について)

(1) 運輸業

① 鉄道事業の安全性・利便性向上

激甚化する自然災害への対策や、駅構内及び車両内の防犯カメラの高度化、巡回警備の強化等社会情勢の変化に応じたセキュリティ強化及びお客様の利便性向上に向けた取組により、安全・安心な鉄道サービスを提供してまいります。全てのお客様が鉄道を安心してご利用いただけるよう駅や車両の更なるバリアフリー化のため、ホームドア整備（大規模改良工事実施中の南砂町駅を除き2025年度に全駅設置完了予定）やエレベーター整備等を促進してまいります。

② 新線建設（有楽町線延伸・南北線延伸）の着実な推進

2024年11月に着手した新線建設（有楽町線延伸・南北線延伸）は、当社の未来への成長戦略であり、十分な公的支援のもとに引き続き2030年代半ばの開業に向け、着実に取り組んでまいります。また、2025年3月に基本合意を締結した有楽町線延伸部と東武スカイツリーライン・伊勢崎線・日光線との相互直通運転（住吉・押上間は半蔵門線と線路共用）に向けた取組の推進による鉄道ネットワークの強化を通じて、臨海部・都心部へのアクセス利便性の向上や沿線まちづくりへの寄与、東京圏の国際競争力強化に貢献してまいります。

③ 新技術の導入及びDX等による鉄道オペレーションの進化

無線技術を活用した列車制御により、列車間隔を詰めることが可能となり高い遅延回復効果を発揮できるCBTCシステムの仕様共通化や、稠密運行路線において必要な要件を有した乗務員が先頭車両に乗務する自動運転技術（GOA2.5）等新技術の導入により、安全性の確保を前提に運行安定性を向上させ、輸送システムの変革を目指してまいります。また、更なる安全・安定性向上、メンテナンスの共通化、コスト削減及び保全業務の生産性向上を目指すべく、設備状態データに最新のAI・ビッグデータ分析技術等を用いて、故障予知や劣化予測を行うCBMを推進してまいります。加えて、これまで培ってきた鉄道運営ノウハウ（グループ会社も含めた鉄道技術、知見、システム、教育）を活用した他鉄道事業者向けサービスの提供を行い、事業領域を拡大するとともに、鉄道業界における鉄道インフラの維持・サービス向上に貢献してまいります。

④ 鉄道需要創出の促進

お出かけ機会を創出するため、メトポの「ランク制度」や「休日メトロ放題」を引き続き提供するほか、「東京メトロmy!アプリ」の利便性向上や魅力向上に向けた取組を推進してまいります。

また、インバウンド旅行者のご利用促進を図るべく、資本業務提携先であるリンクティビティ株式会社と連携し、Tokyo Subway Ticketや観光施設・体験とのセット商品（Tokyo City Pass等）の販売を強化するほか、2025年3月から開始したクレジットカードのタッチ決済及びQRコードを活用した企画乗車券サービスに続き、クレジットカードのタッチ決済による後払い乗車サービスの実施に向けた検討も進めてまいります。

このほか、デジタル領域での取組を強化し、そこから得られるデータを統合的に活用することで、お客

様一人ひとりのニーズを細やかに把握し、お客様への提案精度向上、沿線地域・他社との結びつき強化、グループ全体でのマーケティング推進につなげてまいります。

⑤ 海外鉄道ビジネスの拡大

今後の成長の牽引役の1つとして、海外鉄道ビジネスの取組を強化してまいります。約100年に渡り培ってきた鉄道運営に関する技術やノウハウを活用し、世界のO&M市場に進出し、新たな収益源を獲得してまいります。また、環境に優しい鉄道技術の海外展開を通じて世界各都市の持続可能な発展に貢献してまいります。

(2) 不動産事業

① 不動産開発、まちづくりとの連携強化

東京においてまちづくり・鉄道成長にも寄与する不動産開発を強化していくとともに、駅周辺の都市開発と一体となった魅力的な空間の構築を図ることで、人々の快適な生活環境の形成に貢献してまいります。

② 不動産取得の推進、保有物件の価値向上

不動産事業の拡大を目的に、駅直結物件や保有資産の隣接地に加え、これまで獲得したノウハウを活かし相互直通先沿線も含めた駅徒歩圏まで不動産取得エリアを拡大し、資本コストを考慮しつつオフィスビル・商業ビル・住宅・ホテル・開発用地等の不動産を取得してまいります。また、保有不動産の売却で得た資金を新たな開発・取得に活用し、不動産循環型事業モデルを推進してまいります。

③ 新たな領域への挑戦

都心部でのインバウンド需要をはじめとした、更なる宿泊ニーズの高まりを見据え、ホテルを開発するとともに当社が主体となって東京の来街者に対してホスピタリティ溢れるサービスを提供するために、ホテル経営・運営事業への参画を目指してまいります。

(3) ライフサービス・ビジネスサービス事業

① 高架下商業施設のリニューアル、駅ナカの魅力向上

東西線高架下の商業施設をリニューアルし、まちと一体となった賑わいを創出するほか、駅ナカの様々なサービスを拡充させることによって、駅まちの魅力向上に取り組んでまいります。

② 既存アセットの有効活用

改札口ディスプレイ跡地を活用したデジタルサイネージの開発の推進に加え、クライアントニーズを踏まえたデジタルサイネージの増設や移設、媒体の仕様変更を行うことにより、媒体価値の向上に取り組んでまいります。また、当社グループが保有する発車メロディや駅案内標等のアセットに広告価値を付加した活用により、収益の向上を図ってまいります。

③ 新たな分野への挑戦

事業領域の拡大として、沿線エリアお客様の生活基盤を支えるサービスや、生活を豊かにするサービスを当社グループ自らの手で提供するとともに、東京に集う人々が関心を寄せワクワクするような体験を提供するコンテンツビジネスへの参画を目指すことで、ライフサービス事業・ビジネスサービス事業の拡大を加速させてまいります。

(4) その他（新たな取組）

コーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）活動「Tokyo Metro Ventures」

当社グループが保有する事業アセットとスタートアップ企業の技術やアイデアを掛け合わせることで、東京の未来を創る革新的なサービスの開発と社会実装を推進し、東京の多様な魅力と価値の向上を目指してまいります。

(5) サステナビリティ（E S G）の取組

① 環境への取組

鉄道をより一層環境に優しい交通手段にしていくとともに、脱炭素社会の実現に向け、当社グループ全事業が排出するCO₂量について、これまで2030年度目標として定めていた△50%（2013年度比）の目標年次を2027年度に前倒すとともに、2030年度目標を△50%から△53%（2013年度比）に高め、「メトロCO₂ゼロ チャレンジ 2050」の達成に向け、更なる推進を図ってまいります。

② 社会とのつながり強化

各地域のコミュニティと連携しながら、東京の鉄道事業者として、事業基盤である沿線地域の成長・発展に対し継続的にサポートを行うとともに、お客様、取引先、社員、地域・社会をはじめとする全ての人々の人権を尊重し、多様な価値観を活かした事業活動を進めてまいります。

③ ガバナンス体制の充実

社会情勢の変化、法令改正の状況等を踏まえ、必要に応じ、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けて随時取組の見直しを行ってまいります。

(6) 人財戦略

人的資本経営の更なる推進・人事施策

「採用強化」「働きやすさ向上」「やりがい創出」「人財育成」「福利厚生拡充」「健康経営推進」の観点から各種人事施策を実行し、人財獲得及び社員一人ひとりの最大活躍を実現してまいります。また、エンゲージメント調査等を通じて人財戦略の実効性を検証し、推進してまいります。

（７）デジタル戦略

データ共有基盤の整備・デジタル技術の活用とデジタル人財育成

新たな価値創出の源泉としてデータとデジタル技術を積極的に活用するため、データ共有基盤の整備や生成ＡＩの活用・ＤＸの促進、ＸＲ事業に取り組むとともに、全社員のデジタルリテラシーの底上げを図ってまいります。

当社グループは、中長期的視点で期待される様々な施策を実現していくとともに、新たな価値の創造により、持続的な企業価値の向上を図り、全てのステークホルダーから信頼され、選択され、支持される企業を目指してまいります。

5 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2021年度	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 (当連結会計年度) 2024年度
営 業 収 益 (百万円)	306,904	345,370	389,267	407,832
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△20,497	19,694	65,866	77,008
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△13,397	27,771	46,262	53,748
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△23.06円	47.80円	79.63円	92.51円
総 資 産 (百万円)	1,812,967	2,002,821	2,022,524	2,029,745
純 資 産 (百万円)	618,360	633,344	668,395	716,529

当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 2021年度	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期(当期) 2024年度
営 業 収 益 (百万円)	289,953	327,042	370,420	388,197
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△24,042	16,431	63,361	73,031
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△15,029	26,614	45,809	51,883
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△25.87円	45.81円	78.85円	89.30円
総 資 産 (百万円)	1,792,110	1,984,503	1,998,122	1,999,983
純 資 産 (百万円)	581,226	598,631	632,803	666,087

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社メトロセルビス	10百万円	100.0%	鉄道駅の清掃、警備等
株式会社メトロコマース	12百万円	100.0%	鉄道駅の運営管理、商業施設の運営（駅構内売店等の運営）
株式会社メトロステーションファシリティーズ	10百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（駅設備関係）
メトロ車両株式会社	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（車両関係）
株式会社メトロレールファシリティーズ	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（土木構築物・建築物関係）
メトロ開発株式会社	30百万円	100.0%	鉄道施設等の整備（土木構築物関係）、商業施設の運営（高架下商業施設の運営）
株式会社地下鉄メンテナンス	20百万円	100.0%	鉄道施設等の整備及び保守管理（電気設備関係）
東京メトロ都市開発株式会社	106百万円	100.0%	不動産の賃貸及び管理
株式会社メトロプロパティーズ	10百万円	100.0%	商業施設の運営（E c h i k a等駅構内及び駅周辺における商業施設及び飲食店舗の運営）
株式会社メトロアドエージェンシー	50百万円	100.0%	広告事業
株式会社メトロライフサポート	20百万円	100.0%	人事・厚生関係事業
株式会社メトロビジネスアソシエ	10百万円	100.0%	人事・経理・システムサービスに関する事務

(注) 1 2025年3月31日現在における当社の連結子会社は14社、持分法適用会社は5社であります。

2 2024年4月1日付けで東京メトロアセットマネジメント株式会社を連結子会社として設立しており

ます。

3 リンクティビティ株式会社について、当連結会計年度から持分法適用の関連会社といたしました。

4 株式会社地下鉄メンテナンスは、2025年4月1日付けで東京メトロ電気メンテナンス株式会社に社名変更しております。

7 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

8 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

9 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年4月10日からリンクティビティ株式会社に20.17%の割合で出資し、関連会社といたしました。

10 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

1 1 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

（1）運輸業

当期末における営業路線、駅数、営業キロ及び保有車両数は、次のとおりであります。

線 名	区 間	駅 数	営業キロ	保有車両数	備 考
		駅	キロ	両	
銀 座 線	浅 草 ～ 渋 谷	19	14.2	240	—
丸ノ内線	池 袋 ～ 荻 窪	25	24.2	312	—
	中野坂上 ～ 方 南 町	3	3.2		
日比谷線	北 千 住 ～ 中 目 黒	22	20.3	308	東武伊勢崎線・日光線と相互直通運転
東 西 線	中 野 ～ 西 船 橋	23	30.8	520	J R 中央線・総武線及び東葉高速線と相互直通運転
千代田線	北 綾 瀬 ～ 代々木上原	20	24.0	398	J R 常磐線及び小田急小田原線・多摩線と相互直通運転
有楽町線	和 光 市 ～ 新 木 場	24	28.3	550	東武東上線及び西武有楽町線・池袋線と相互直通運転
副都心線	小竹向原 ～ 渋 谷	11	11.9		東武東上線、西武有楽町線・池袋線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と相互直通運転 東急新横浜線及び相鉄新横浜線・本線・いずみ野線と直通運転
半蔵門線	渋 谷 ～ 押 上	14	16.8	240	東急田園都市線及び東武伊勢崎線・日光線と相互直通運転
南 北 線	目 黒 ～ 赤羽岩淵	19	21.3	140	東急目黒線・新横浜線及び埼玉高速鉄道線と相互直通運転 相鉄新横浜線・本線・いずみ野線と直通運転
全 線	—	180	195.0	2,708	—

（注）各線で重複する駅は、各線ごとに1駅として計上しております。

(2) 不動産事業

事業	事業内容
不動産事業	渋谷地下鉄ビルディング、渋谷マークシティ等で、ビル賃貸等を行っております。

(3) 流通・広告事業

事業	事業内容
流通事業	商業ビル、駅構内店舗、駅売店等の商業施設の展開及び各種提携クレジットカードの発行等を行っております。
広告事業	駅構内や車両内における広告媒体の運営・販売等を行っております。
情報通信事業	光ファイバーネットワークの芯線賃貸や通信事業者への営業許諾等を行っております。

12 主要な営業所（2025年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都台東区

(2) 主要な子会社

株式会社メトロセルビス	本社	東京都台東区
株式会社メトロコマース	本社	東京都台東区
株式会社メトロステーションファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ車両株式会社	本社	東京都台東区
株式会社メトロレールファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ開発株式会社	本社	東京都中央区
株式会社地下鉄メンテナンス	本社	東京都台東区
東京メトロ都市開発株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社メトロプロパティーズ	本社	東京都台東区
株式会社メトロアドエージェンシー	本社	東京都港区
株式会社メトロライフサポート	本社	東京都台東区
株式会社メトロビジネスアソシエ	本社	東京都台東区

1 3 従業員の状況（2025年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比増減
運 輸 業	10,370人	65人減
不 動 産 事 業	148人	2人減
流 通 ・ 広 告 事 業	507人	17人増
そ の 他	303人	12人減
合 計	11,328人	62人減

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9,462人	89人減	39.5歳	14.5年

（注）帝都高速度交通営団における勤続年数を通算した平均勤続年数は、全従業員で18.1年であります。

1 4 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借入額（百万円）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	192,120
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	76,500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	38,100
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	38,100
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	38,100
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	26,500
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25,500
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	25,500
財 務 省	18,890
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	9,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,500

（注）上記には、シンジケートローンによる借入金（総額20,000百万円）は含まれておりません。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 2,324,000,000株
- 2 発行済株式の総数 581,000,000株
- 3 株主数 284,781名

4 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
財務大臣	155,171,600株	26.71%
東京都	135,328,400株	23.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	43,278,100株	7.45%
東京メトロ従業員持株会	15,421,000株	2.65%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,631,400株	2.17%
NORTHERN TRUST CO. (AVF C) RENON TREATY CLIENT S ACCOUNT	5,825,674株	1.00%
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	4,953,000株	0.85%
MSIP CLIENT SECURITIES	4,699,607株	0.81%
ゴールドマン・サックス証券株式会社BNYM	3,215,800株	0.55%
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	2,281,295株	0.39%

5 その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 澄 俊 文	—
代表取締役社長 社長執行役員	山 村 明 義	—
代表取締役 専務執行役員	小 坂 彰 洋	経営企画本部長
代表取締役 専務執行役員	小 川 孝 行	鉄道本部長
取締役 常務執行役員	中 澤 英 樹	鉄道本部副本部長 鉄道本部安全・技術部、車両部及び電気部担当 東葉高速鉄道株式会社取締役
取締役 執行役員	堂 免 敬 一	人事部担当
取締役 執行役員	鈴 木 信 行	財務部担当
取締役	杉 山 武 彦	—
取締役	小 林 英 三	日本証券金融株式会社執行役会長
取締役	武 井 奈 津 子	株式会社TBSホールディングス取締役 日本電信電話株式会社取締役
取締役	井 村 順 子	三菱UFJ信託銀行株式会社取締役（監査等委員）
常勤監査役	上 田 正 人	—
常勤監査役	徳 田 郁 生	—
監査役	齋 藤 宏	株式会社みずほフィナンシャルグループ元名誉顧問
監査役	延 與 桂	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会代表理事・会長

- (注) 1 取締役杉山武彦氏、小林英三氏、武井奈津子氏及び井村順子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役徳田郁生氏、齋藤宏氏及び延與桂氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 社外取締役及び社外監査役の各氏が業務執行者又は社外役員を兼職している他の法人等と当社との間に、開示すべき関係はありません。

- 4 当社は、取締役杉山武彦氏、小林英三氏、武井奈津子氏、井村順子氏、監査役上田正人氏、徳田郁生氏、齋藤宏氏及び延與桂氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。
- 5 当社は執行役員制度を導入しております。上記取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	徳 永 幸 久	資産管理部及びまちづくり連携プロジェクトチーム担当
常 務 執 行 役 員	山 上 範 芳	国際ビジネス部担当
常 務 執 行 役 員	福 田 至	広報部及び社会・地域コミュニティ活性化プロジェクトチーム担当
常 務 執 行 役 員	大 石 敬 司	鉄道本部工務部及び改良建設部担当
執 行 役 員	是 澤 正 人	鉄道本部営業部及び運転部担当 埼玉高速鉄道株式会社取締役
執 行 役 員	大 井 康 弘	経営企画本部経営管理部長 経営企画本部ＩＲ室担当
執 行 役 員	亀 野 拓 也	都市・生活創造本部長 都市・生活創造本部不動産開発第二部長
執 行 役 員	田 地 朗	総務部長

- (注) 1 2025年4月1日、組織改正により、執行役員亀野拓也氏の分掌業務を都市・生活創造本部長といたしました。
- 2 2025年4月1日、執行役員田地朗氏の分掌業務を総務部担当といたしました。

2 当期中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が法律上負担することになる、第三者訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であります。

4 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会の決議により決定しております。その内容は以下のとおりです。

① 基本方針

当社は、社外取締役でない取締役に対し、役位に応じた職責等を踏まえた基本報酬を支給するとともに、事業年度ごとの業績に連動する役員賞与を支給いたします。社外取締役に対しては、その職責に鑑み、基本報酬のみを支給いたします。なお、取締役の報酬総額については、株主総会で決議された報酬限度額といたします。

② 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額（基本報酬・役員賞与）の決定については、取締役会において決議の上、代表取締役社長に一任いたします。代表取締役社長は、透明性及び公正性を確保する観点から、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮り、当該委員会の審議結果を踏まえてこれを決定いたします。

③ 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は、月例による固定報酬とし、役位に応じた職責、当社の業績、他社水準、従業員給与の水準等を勘案し決定いたします。

④ 業績連動報酬（役員賞与）の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの業績に連動する指標として当社の業績、役位に応じた職責、代表権の有無等を勘案して決定し、現金報酬として毎年一定の時期に支給いたします。

⑤ 取締役の個人別の報酬（基本報酬・役員賞与）の額に対する割合の決定に関する方針

社外取締役でない取締役の基本報酬と役員賞与の割合については、事業年度ごとの業績に連動する報酬が全報酬の一定程度の割合を占める構成となるように、およそ8：2としております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長山村明義が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職責を勘案して報酬内容を決定するには、業務執行を統括する代表取締役社長が適しているためであります。

なお、取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、透明性及び公正性を確保する観点から、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬委員会に諮り、当該委員会の審議結果を踏まえ決定されていることから、取締役会は、その内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	239百万円 (38百万円)	198百万円 (38百万円)	40百万円 (-)	11名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	56百万円 (35百万円)	56百万円 (35百万円)	- (-)	4名 (3名)

- (注) 1 上記業績連動報酬(役員賞与)は、当期中に役員賞与引当金として費用計上した額であります。なお、当社の業績目標であり、業績連動報酬の指標としている連結営業利益の当事業年度における実績は、86,942百万円でありました。
- 2 取締役の報酬限度額は、年額300百万円であります。
(2004年3月24日開催の創立総会決議 終結時点での取締役の員数12名(うち社外0名))
- 3 監査役の報酬限度額は、年額70百万円であります。
(2004年3月24日開催の創立総会決議 終結時点での監査役の員数4名(うち社外3名))

5 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(2) 主な活動状況

取締役杉山武彦氏は、当期開催の取締役会24回のうち23回に出席しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。同氏につきましては、当該事業年度において当社が経営課題等に取り組む中で、交通経済学の第一人者としての豊富な識見と専門的な知識・経験から、当社の事業戦略等に関する意見や指摘を述べております。

取締役小林英三氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。同氏につきましては、当該事業年度において当社が経営課題等に取り組む中で、経営、財務・会計、人事・労務・人財開発に関する豊富な識見と専門的な知識・経験から、当社の事業戦略等に関する意見や指摘を述べております。

取締役武井奈津子氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。同氏につきましては、当該事業年度において当社が経営課題等に取り組む中で、経営、法務、リスクマネジメントに関する豊富な識見と専門的な知識・経験から、当社の事業戦略等に関する意見や指摘を述べております。

取締役井村順子氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席しております。同氏につきましては、当該事業年度において当社が経営課題等に取り組む中で、財務・会計、人事・労務・人財開発に関する豊富な識見と専門的な知識・経験から、当社の事業戦略等に関する意見や指摘を述べております。

監査役徳田郁生氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

監査役齋藤宏氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

監査役延與桂氏は、当期開催の取締役会24回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言をしております。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	98百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	132百万円

- (注) 1 当社会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。
- 2 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

4 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等解任又は不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計監査人が現に業務の停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、その処分に係る事項

該当事項はありません。

7 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

8 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

9 辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の向上及び資産の保全の4つの目的を達成するため、当社における内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

1 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する規程及び行動基準に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、コンプライアンスを重視した職務の執行を推進する。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役又は執行役員）を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、必要な案件を協議する。
- ・内部監査を担当する組織として取締役社長の直属にある監査室は、各部門の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施する。
- ・コンプライアンスの一層の浸透を図るため、すべての役職員を対象とする研修を継続的に実施する。
- ・内部通報制度を設け、コンプライアンスに反する行為又は疑問のある行為に対して適切に対処する。内部

通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備及び運用する。
- ・秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは決して関係を持たず、反社会的勢力の活動を助長するような行為は行わない。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会及び経営会議の議事録、決裁文書その他取締役の職務執行に係る文書に関し、文書管理に関する規程に基づく保存期間、管理体制等の下で適切に保存及び管理する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメントに関する規程及び基本方針に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、リスク管理体制を構築し、具体的リスクへの対応を適切に実施する。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役又は執行役員）を委員長とするリスクマネジメントに関する委員会を設置し、必要な案件を協議する。
- ・鉄道輸送の安全確保のため、事故、災害及び不測の異常事態に関しては、事故、災害等の対策に関する規程に基づき適切に対応するほか、鉄道輸送について更なる安全管理体制の充実を図る。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役社長を議長とする取締役会を原則として月1回以上開催し、経営に関する最重要事項の審議、取締役の職務執行状況の監督等を行うほか、経営の機動的かつ円滑な遂行のために、取締役社長を議長とする経営会議を原則として週1回以上開催し、経営に関する重要事項を審議する。
- ・取締役又は執行役員は、業務の執行状況について、取締役会及び経営会議において報告する。
- ・取締役会において中期経営計画に基づく経営目標値及び業績評価指標を踏まえた年度計画を策定し、業績の管理を行う。
- ・業務組織、業務分掌、職制及び職務権限に関する規程に基づき、組織的かつ効率的な職務執行を図る。

5 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する規程に基づき、コンプライアンス及びリスクマネジメントへの取組みを、グループ全体として推進する。さらに、内部通報制度の相談・通報範囲をグループ全体とする。内部通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- ・グループ会社管理に関する規程に基づき、グループ全体の適正かつ効率的な業務執行を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を、グループ全体の取組みとして推進する。
- ・グループ会社は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、当社に報告し、決定に際しては、当社の承認を経るものとする。
- ・監査室は、グループ会社の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役室は業務執行部門から独立した組織とし、監査役室長は監査役の命を受け、監査役の監査に関する補助業務を行う。
- ・監査役室に室長を含む使用人数名を置き、監査業務を補助すべき専属の使用人とする。
- ・監査役室の使用人の人事については、監査役と事前協議する。

7 当社の監査役への報告に関する体制

- ・監査室は、内部監査結果について取締役社長に報告後、監査役に報告する。
- ・取締役及び使用人は、監査役監査規程の定めるところに従い、監査役に対し、計算書類及びその附属明細書、株主総会に提出する議案及び書類並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び後発事象に関する文書を提出するとともに、業務執行に関する重要な決裁文書等の文書類を回付し、説明を行う。
- ・取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、監査役会において報告を行う。
- ・取締役及び使用人は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、グループ会社の取締役及び使用人から報告を受け、監査役に報告する。
- ・上記の報告をした者に対しては、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

8 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役と定期的に意見交換をする。
- ・取締役は、監査役が監査役監査規程に基づき、重要な意思決定の経過、業務執行状況等を把握するため、

重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができるよう措置する。

- ・ 監査室及び会計監査人は、監査役監査規程の定めるところに従い、監査の効果的な実施のため、監査役又は監査役会に、監査に関する報告をするほか、相互の監査計画についての意見の交換を図り、連絡を密にする。
- ・ 監査役又は監査役会は、その職務の執行上必要がある場合は、監査役監査規程に基づき、取締役社長の承認を得て監査役室以外の使用人に臨時に監査に関する業務を行わせることができる。
- ・ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、監査役監査規程の定めに従い、会社に請求することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図るため、様々な機会で開催しています。当期は、当社グループの全ての社員を対象とした全社員研修のほか、経営層向けコンプライアンス・リスクマネジメント講演会、新入社員研修、本社社員向け企業法務研修等の各種研修を実施しました。

また、内部通報制度として「企業倫理向上窓口」を社内及び社外に設置し、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けています。寄せられた相談・通報内容については社内調査を実施し、必要な対策を講じるなど、適切に対応しました。加えて、当社グループのコンプライアンスの一層の充実を図るため、2024年7月から当社役員等を通報対象者とした通報窓口を社外に設置するとともに、2025年3月から「企業倫理向上窓口」の利用対象者に当社グループの取引先を追加しました。

このほか、反社会的勢力への対応として、取引先の信用調査に関する体制を整備し、新規取引先との取引開始時には外部調査機関等を活用した信用調査を実施するとともに、取引先と契約する際には、契約書に必ず反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしています。

なお、コンプライアンスへの取組については年度ごとに取組計画を策定し、その取組状況等を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において四半期ごとに確認しています。

加えて、当社グループ会社のメトロ車両株式会社の輪軸の不適切な取扱いを受け、規程類の整備をはじめとした安全管理体制の見直しと当社及びグループ会社において、安全研修・コンプライアンス教育等を強化し、安全に係る意識の向上に取り組んでまいります。

(2) リスクマネジメント

各部門及びグループ会社において全てのリスクの洗い出しを行ったうえで取組計画を策定し、リスクマネジメントに取り組んでいます。当期は、重点リスクとして「自然災害リスク」、「従業員等の不正・犯罪リス

「無差別襲撃リスク」、「連携・確認不足リスク」、「情報セキュリティリスク」、「ハラスメントリスク」、「インフラ老朽化リスク」を選定してグループ全体で取り組み、個別リスクとして各部・各社が選定したリスク対策に取り組みました。また、事業継続計画（BCP）がより実効的なものとなるよう、訓練等を通じて適宜見直しを行っています。

なお、リスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様に、その取組状況等を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において四半期ごとに確認しています。

（３）内部監査、財務報告に係る内部統制

内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

（４）グループ管理体制

当社同様グループ会社においても、コンプライアンス研修やリスク対策を行うなど、グループ全体でコンプライアンス及びリスクマネジメントに取り組んでいます。また、内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

なお、グループ会社管理に関する規程に基づき、必要な報告をグループ各社から受けるほか、重要事項の決定については承認申請を受け、確認したうえで関係各部にて承認するなど、適正かつ効率的な業務執行を図っています。

（５）監査役の監査体制

監査役が取締役会及び経営会議に出席し、必要に応じて意見を述べるができるよう措置しており、開催された取締役会及び経営会議には、いずれも監査役が出席し、適宜議案審議及び監査に必要な発言を行いました。

また、業務執行に関する重要な決裁文書等の文書類を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めているほか、当社代表取締役・当社監査室・会計監査人それぞれと意見交換を行うなど、監査業務の有効性の確保に努めています。

7 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

該当事項はありません。

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	316,446	流 動 負 債	169,814
現 金 及 び 預 金	38,762	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,002
新 線 建 設 推 進 資 金 信 託	185,900	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	40,312
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,452	未 払 金	51,963
未 収 運 賃	30,478	未 払 消 費 税 等	5,710
未 収 金	8,718	未 払 法 人 税 等	6,753
有 価 証 券	35,000	前 受 運 賃	19,370
商 貯 蔵 品	42	賞 与 引 当 金	13,020
そ の 他	7,705	員 賞 与 引 当 金	58
貸 倒 引 当 金	6,393	そ の 他	31,622
	△8		
固 定 資 産	1,713,298	固 定 負 債	1,143,401
有 形 固 定 資 産	1,543,577	社 債	577,000
建 物 及 び 構 築 物	960,036	長 期 借 入 金	277,379
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	197,717	新 線 建 設 推 進 長 期 借 入 金	192,120
土 地	220,772	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	151
建 設 仮 勘 定	156,445	環 境 安 全 対 策 引 当 金	70
そ の 他	8,606	撤 去 損 失 引 当 金	3,416
無 形 固 定 資 産	101,200	退 職 給 付 に 係 る 負 債	65,212
投 資 そ の 他 の 資 産	68,520	資 産 除 去 債 務	2,975
投 資 有 価 証 券	5,240	そ の 他	25,075
退 職 給 付 に 係 る 資 産	35,774	負 債 合 計	1,313,215
繰 延 税 金 資 産	24,744	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	2,789	株 主 資 本	700,044
貸 倒 引 当 金	△28	資 本	58,100
		資 本 剰 余 金	62,167
		利 益 剰 余 金	579,777
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	16,485
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△24
		為 替 換 算 調 整 勘 定	62
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	16,447
資 産 合 計	2,029,745	純 資 産 合 計	716,529
		負 債 純 資 産 合 計	2,029,745

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
営業収益	益費		407,832
営業費用	売上原価	268,032	
運輸業等営業費及び一般管理費		52,856	320,889
営業利益			86,942
営業外収益	益費		
受取物品	工事売却	644	
持分法による投資	事務却	342	
固定資産の維持管理	協力	99	
その他		261	
		777	2,125
営業外費用	費用		
支払の	利息	11,868	
	その他	192	12,060
経常利益			77,008
特別利益	益		
固定資産売却	益	7,240	
補助施設受贈金	売却	763	
工事負担	財産評価	913	
その他	受入	1,122	
		25	10,065
特別損失	損失		
固定資産圧縮	損失	3,180	
減損	損失	1,248	
撤去	損失	1,303	
勤務に	係	6,570	
その他	引当金の支払	439	12,741
税金等調整前当期純利益	利益		74,332
法人税、住民税等	調整	10,874	
法人税		9,709	20,584
当期純利益			53,748
非支配株主に帰属する当期純利益			—
親会社株主に帰属する当期純利益			53,748

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	58,100	62,167	544,620	664,887
当期変動額				
剰余金の配当			△18,592	△18,592
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,748	53,748
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	35,156	35,156
当期末残高	58,100	62,167	579,777	700,044

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算定 調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△15	41	3,482	3,507	668,395
当期変動額					
剰余金の配当					△18,592
親会社株主に帰属する 当期純利益					53,748
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8	20	12,964	12,977	12,977
当期変動額合計	△8	20	12,964	12,977	48,133
当期末残高	△24	62	16,447	16,485	716,529

連結計算書類

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 14社

連結子会社は、東京メトロ都市開発(株)、(株)メトロセルビス、(株)メトロコマース、メトロ開発(株)、(株)メトロライフサポート、(株)地下鉄メンテナンス、メトロ車両(株)、(株)メトロフルール、(株)メトロプロパティーズ、(株)メトロアドエージェンシー、(株)メトロレールファシリティーズ、(株)メトロステーションファシリティーズ、(株)メトロビジネスアソシエ及び東京メトロアセットマネジメント(株)の14社であります。

なお、(株)地下鉄メンテナンスは、2025年4月1日付けで東京メトロ電気メンテナンス(株)に社名変更しております。

(2) 非連結子会社数 2社

非連結子会社は、VIETNAM TOKYO METRO ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY及び東京メトロエデュケーショナル(株)の2社であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 非連結子会社

非連結子会社のうち、VIETNAM TOKYO METRO ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANYに対する投資について持分法を適用しております。

(持分法の範囲から除いた理由)

東京メトロエデュケーショナル(株)は小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(2) 関連会社

関連会社は、渋谷熱供給(株)、(株)はとバス、日本コンサルタンツ(株)及びリンクティビティ(株)の4社であり、これらすべての会社に対する投資について持分法を適用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

(イ) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

(ウ) 組合出資金等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項による有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

イ 棚卸資産

(ア) 商品

主として売価還元法による原価法によっております。

(イ) 貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	12年～75年
---------	---------

機械装置及び運搬具	5年～17年
-----------	--------

イ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権	5年～42年
-------	--------

ソフトウェア（自社利用）	5年
--------------	----

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ 役員賞与引当金

役員（執行役員含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

エ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金制度を2023年6月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって廃止し、それ以降追加の引当はありません。

オ 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

カ 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における撤去費用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ア 定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

イ 定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

ウ 流通事業収入

主に駅構内や周辺の商業施設等における商品の販売及びサービスの提供から得られる収入であり、当社グループの履行義務が代理人に該当する取引について、受け取る対価の総額から第三者への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

エ 広告事業収入

主に駅構内や車両内における広告媒体の販売から得られる収入であり、顧客の広告を契約期間にわたり掲出し経過期間に応じて履行義務が充足されるため、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

オ 情報通信事業収入

主に当社鉄道施設における携帯電話に係る諸設備の営業許諾を行っており、サービスの提供に伴い一定期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主に、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

イ 退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

ウ 工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(追加情報)

＜労働基準監督署からの是正勧告＞

当社は、2024年8月2日付で、足立労働基準監督署から、一部の職場について労働基準法に規定する労働時間及び割増賃金の支払に関する是正勧告を受けました。今回の是正勧告を受け、当該職場と類似の勤務態様を採用している職場も含め勤務の見直しを行うとともに、対象となる従業員に対して清算金を支払いました。

当該事項に伴い「勤務に係る支払清算金」として、65億7千万円を特別損失に計上しております。

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの収益を、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	運輸	不動産	流通・広告	その他	合計
定期運輸収入	129,995	-	-	-	129,995
定期外運輸収入	209,370	-	-	-	209,370
その他運輸業収入	30,788	-	-	-	30,788
不動産事業収入	-	2,588	-	-	2,588
流通事業収入	-	-	7,815	-	7,815
広告事業収入	-	-	4,209	-	4,209
情報通信事業収入	-	-	4,179	-	4,179
その他	-	-	-	554	554
顧客との契約から生じる収益	370,154	2,588	16,204	554	389,503
その他の収益	384	11,840	6,104	-	18,328
合計	370,539	14,429	22,308	554	407,832

2 収益を理解するための基礎となる情報

4 会計方針に関する事項の(4)重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、主として運輸業における定期乗車券について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、有効期間が6か月以内であるため、1年以内に収益を認識しております。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	39,128	40,884
契約資産	209	277
契約負債	22,900	23,890

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収運賃」及び「未収金」に含まれており、契約負債は、「前受運賃」、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、連結損益計算書の特別利益の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度における「固定資産売却益」の金額は、23百万円であります。

連結計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。

主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、運輸業をはじめ、各セグメントの将来にわたる経営状況を予測するほか、2025年度以降の様々な制度や事象を考慮し、2025年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積もっています。

この見積りをもとに策定した合理的な計画（※）に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(1) 固定資産の減損

(ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 1,248百万円

有形固定資産及び無形固定資産の合計額 1,644,777百万円

(イ) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 金額の算出方法

当社グループでは、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積っております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

② 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

(ア) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

24,744百万円

(イ) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 金額の算出方法

当社グループでは、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジュールリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 新線建設推進長期借入金及び新線建設推進資金信託

有楽町線延伸（豊洲・住吉間）、南北線延伸（品川・白金高輪間）及び豊洲駅の改良事業（以下「有楽町線、南北線延伸事業等」という。）のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）より資金を借り入れ、分別管理を目的として信託を設定しております。

2 担保に供している資産及び担保付債務

東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、当社の総財産を社債577,000百万円の一般担保に供しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額 1,983,049百万円

4 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 486,415百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は470,429百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は15,985百万円となっております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 581,000,000株

連結計算書類

2 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	18,592	32	2024年3月31日	2024年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	23,240	40	2025年3月31日	2025年6月26日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金は、設備投資資金、社債償還及び借入金返済のための借換資金並びに運転資金に大別しております。このうち、設備投資資金及び借換資金については、社債発行や銀行等からの長期借入により調達し、運転資金の一時的な不足については、銀行からの短期借入により調達する方針であります。

また、一時的な余資については、年度ごとの資金運用方針に基づき、安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

新線建設推進資金信託は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、鉄道・運輸機構より借り入れた資金の分別管理を目的として設定しており、信託財産は預金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃並びに未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を把握することにより管理しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、主として設備投資及び前身の帝都高速度交通営団時代の地下鉄ネットワークの整備拡充に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、新線建設推進長期借入金は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、総額192,120百万円を鉄

連結計算書類

道・運輸機構より借り入れたものであります。これらはすべて固定金利であり、また、返済・償還期限が長期間となっており、将来の想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクに晒されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金、有価証券、支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

新線建設推進資金信託は、信託財産構成物がすべて預金であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	301	301	—
資産計	301	301	—
(2) 社債	577,000	448,446	△128,553
(3) 長期借入金	317,692	292,023	△25,668
(4) 新線建設推進長期借入金	192,120	150,018	△42,101
負債計	1,086,812	890,488	△196,323

(注) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。なお、投資事業有限責任組合等への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式 投資事業有限責任組合等への出資金	3,838 1,100

連結計算書類

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	301	-	-	301

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	448,446	-	448,446
長期借入金	-	292,023	-	292,023
新線建設推進長期借入金	-	150,018	-	150,018

（注）1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格（売買参考統計値）に基づき評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び新線建設推進長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法等によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金のうち、財政投融資資金と新線建設推進長期借入金については、法令等に基づく特

連結計算書類

殊な金銭債務であり、同様の手段での再調達が困難なため、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により算定しております。

2 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	20,000	40,000	20,000	30,000	467,000
長期借入金	40,312	23,666	32,920	38,572	22,196	160,024
新線建設推進長期借入金	—	—	—	—	—	192,120
リース債務	240	196	134	66	31	—
合計	40,552	43,862	73,054	58,638	52,227	819,144

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設等を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,584百万円（賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は営業費に計上）及び減損損失は7百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
75,366	7,599	82,965	152,789

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は不動産の取得によるものであります。

3 連結決算日における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等であります。

連結計算書類

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,233円27銭
1株当たり当期純利益	92円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

＜確定拠出年金制度への移行＞

当社は、2025年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。これによる影響額は、翌連結会計年度において、特別利益として約64億円計上する予定であります。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(单位：百万円)

[illegible]

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
鉄道事業収益	業	369,279	71,701
	業	297,577	
関連事業収益	業	18,917	9,141
	業	9,776	
全事業営業利益			80,843
営業外収益	受取利息	2,246	4,251
	受取物品	645	
	及工売の	348	
	及び配当	1,011	
営業外費用	利息	11,966	12,063
	その他	97	
経常利益			73,031
特別利益	固定資産売却益	7,240	10,040
	補助贈与財産評価額	763	
	鉄道施設受贈財産受入額	913	
	工事負担金等	1,122	
特別損失	固定資産圧縮損失	3,180	12,220
	減損損失	1,230	
	去損に引当金繰入	1,303	
	撤去に係る支払	6,413	
	勤労者の繰上金	93	
税引前当期純利益			70,851
法人税、住民税等	法人税	8,807	18,967
	法人税	10,160	
当期純利益			51,883

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	58,100	62,167	434,000	78,553	512,553	632,820
当期変動額						
剰余金の配当				△18,592	△18,592	△18,592
当期純利益				51,883	51,883	51,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	33,291	33,291	33,291
当期末残高	58,100	62,167	434,000	111,845	545,845	666,112

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△16	632,803
当期変動額		
剰余金の配当		△18,592
当期純利益		51,883
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△7	△7
当期変動額合計	△7	33,283
当期末残高	△24	666,087

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

② 市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

③ 組合出資金等 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第2項による有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法) によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12年～50年
構築物	12年～75年
車両	13年
機械装置	5年～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権	5年～42年
ソフトウェア (自社利用)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（執行役員含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、事業年度末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金制度を2023年6月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって廃止し、それ以降追加の引当はありません。

(6) 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(7) 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当事業年度末における撤去費用見込額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（1）定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

（2）定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

（2）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（3）工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

（追加情報）

＜労働基準監督署からの是正勧告＞

当社は、2024年8月2日付で、足立労働基準監督署から、一部の職場について労働基準法に規定する労働時間及び割増賃金の支払に関する是正勧告を受けました。今回の是正勧告を受け、当該職場と類似の勤務態様を採用している職場も含め勤務の見直しを行うとともに、対象となる従業員に対して清算金を支払いました。

当該事項に伴い「勤務に係る支払清算金」として、64億1千3百万円を特別損失に計上しております。

計算書類

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針に係る事項に関する注記の4 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、損益計算書の特別利益の「その他」に含めておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における「固定資産売却益」の金額は、23百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。

主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、運輸業をはじめ、各セグメントの将来にわたる経営状況を予測するほか、2025年度以降の様々な制度や事象を考慮し、2025年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積もっております。

この見積りをもとに策定した合理的な計画（※）に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	1,230百万円
有形固定資産及び無形固定資産の合計額	1,625,435百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積っております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。上述の計画を主な仮定としております。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

29,996百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジュールリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保付債務

東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、総財産を社債577,000百万円の一般担保に供しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額 1,967,570百万円

3 事業用固定資産の内訳

有形固定資産

土地 214,854百万円

建物 191,873百万円

構築物 758,679百万円

車両 134,368百万円

その他 70,216百万円

無形固定資産 100,707百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 3,074百万円

長期金銭債権 2,600百万円

短期金銭債務 38,702百万円

長期金銭債務 2,719百万円

5 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 486,415百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は470,429百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は15,985百万円となっております。

(損益計算書に関する注記)

1 営業収益の合計 388,197百万円

2 営業費の内訳

運送営業費 198,829百万円

販売費及び一般管理費 22,139百万円

諸税 15,285百万円

減価償却費 71,099百万円

3 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 7,470百万円

営業費 41,572百万円

営業取引以外の取引による取引高 10,453百万円

計算書類

(退職給付に関する注記)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、当社は2009年4月に適格退職年金制度の廃止及び退職一時金の制度変更を行い、また、2018年4月に確定給付型年金及び退職一時金の制度変更を行っております。

2 退職給付債務に関する事項（2025年3月31日現在）

ア 退職給付債務	△139,200百万円
イ 年金資産	114,253百万円
ウ 未積立退職給付債務（ア＋イ）	△24,947百万円
エ 未認識過去勤務費用	△3,389百万円
オ 未認識数理計算上の差異	△20,422百万円
カ 貸借対照表計上額純額（ウ＋エ＋オ）	△48,758百万円
キ 前払年金費用	19,031百万円
ク 退職給付引当金（カ－キ）	△67,790百万円

3 退職給付費用に関する事項

ア 勤務費用	6,559百万円
イ 利息費用	1,166百万円
ウ 長期期待運用収益	△2,365百万円
エ 過去勤務費用の費用処理額（△：費用の減額）	△451百万円
オ 数理計算上の差異の費用処理額（△：費用の減額）	△1,689百万円
カ 退職給付費用（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ）	3,219百万円

4 退職給付債務等の計算基礎

ア 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
イ 割引率	1.82%
ウ 長期期待運用収益率	2.0%
エ 過去勤務費用の額の処理年数	15年
オ 数理計算上の差異の処理年数	15年
カ 予想昇給率	4.9%

(注) 当事業年度の期首時点の計算において適用した割引率は0.71%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を1.82%に変更しております。

計算書類

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,113百万円
退職給付引当金	21,340百万円
未収連絡運賃	184百万円
賞与引当金	3,458百万円
期渡撤去工事	1,048百万円
関係会社株式（事業再編に伴う税効果額）	908百万円
投資有価証券等評価損	2,767百万円
未払社会保険料	616百万円
資産除去債務	905百万円
減損損失	1,164百万円
撤去損失引当金	1,070百万円
未払事業税等	598百万円
その他	2,838百万円

繰延税金資産小計

41,016百万円

評価性引当額

△4,989百万円

繰延税金資産合計

36,027百万円

繰延税金負債

前払年金費用	5,994百万円
その他	36百万円

繰延税金負債合計

6,031百万円

繰延税金資産の純額

29,996百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
（調整）	
税額控除	△2.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%
税率変更による期末繰延税金資産の修正	△0.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.8%

計算書類

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始される事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し、計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（資産除去債務に関する注記）

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	1,146円45銭
1株当たり当期純利益	89円30銭

（重要な後発事象に関する注記）

＜確定拠出年金制度への移行＞

当社は、2025年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行います。これによる影響額は、翌事業年度において、特別利益として約64億円計上する予定であります。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東京地下鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 口 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 久 美 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京地下鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

東京地下鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 口 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 久 美 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第２１期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１ 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

東京地下鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 正 人 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 徳 田 郁 生 ㊞

監査役（社外監査役） 齋 藤 宏 ㊞

監査役（社外監査役） 延 與 桂 ㊞

以 上

